

点検評価ポートフォリオ 札幌医科大学

2024年5月

はじめに

<沿革>

札幌医科大学は、戦後の新制医科大学の第一号として、1950年に開学した。建学の精神を

「一、進取の精神と自由闊達な気風」「一、医学・医療の攻究と地域医療への貢献」とする本学の前身は、戦時中の医師不足を解消するための国策として1945年に設立された北海道立女子医学専門学校である。

当時、北海道では医療従事者の養成及び医療保健施設を含めた医療の整備が急務であり、更に医学教育・医学研究の拠点を北海道内に確保する必要があったことから、道立の単科大学（医学部医学科、学生定員40名）として設立された。

当初は単科大学であったが、コメディカル医療従事者の育成と資質向上を目的として、1983年に看護学科、理学療法学科、作業療法学科を擁する札幌医科大学衛生短期大学部を併設し、1993年には、更なる教育体制の充実を図るため保健医療学部へと改組した。

2007年の法人化に際しては、建学の精神の下に「最高レベルの医科大学を目指します」との理念を改めて掲げ、「人間性豊かな医療人の育成に努めます」、「道民の皆様に対する医療サービスの向上に邁進します」及び「国際的・先端的な研究を進めます」の3項目を明記し、北海道公立大学法人札幌医科大学として新たなスタートを切った。

その後、2012年には、北海道の母子保健への貢献を目的として助産学専攻科を開設、2020年には専攻科公衆衛生看護学専攻及び助産学専攻に改組し、北海道唯一の公立医療系総合大学として開学70周年を迎えた。

これまで、医学部においては約6,300名、保健医療学部においては約2,600名の卒業生を輩出し、先進医学・保健医療学の研究や高度先進医療の提供、さらには地域への医師派遣等を通じて、

北海道の医療・保健・福祉の向上に大きく貢献してきた。

<内部質保証の推進>

これまで以上に社会的使命を果たし、大学の理念及び目的を実現するためには、教育研究等の諸活動における内部質保証の推進が極めて重要であり、その体制や運用について継続的に見直しを行ってきた。

2020年度には、大学全体の内部質保証に責任を負う体制の整備等を目的に、法人評価の所掌委員会と大学機関別認証評価の所掌委員会を統合し、内部質保証推進委員会を新たに設置した。

さらに、2024年度からは、全学的な教学マネジメントの構築及び第4期中期計画の進捗管理徹底を目的に、内部質保証推進委員会の再編及び教育活動のPDCAサイクルを全学的に推進するための運用を開始した。

本点検評価ポートフォリオは、学校教育法の定めに基づき、全学的に自己点検・評価を行った結果をとりまとめたものである。

自己点検・評価により明らかになった課題については、速やかに改善の取組を進め、本学の教育研究の水準向上に努めていく。

目次

大学の概要	2
大学の目的	5
I 「基準1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料	7
イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (①大学)	8
(②大学院)	10
ロ 教員組織に関すること (①大学)	12
(②大学院)	14
ハ 教育課程に関すること (①大学)	16
(②大学院)	18
ニ 施設及び設備に関すること	20
ホ 事務組織に関すること	22
ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること	24
ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること	26
チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること	28
リ 財務に関すること	30
ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること	32
II 「基準2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料	35
取組み1 「授業評価アンケートの活用と教育改善」	37
取組み2 「卒業生における学習評価の現状分析」	38
取組み3 「科学研究費助成事業への申請に関する分析活動」	39
取組み4 「教員業績評価」	40
III 「基準3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料	43
取組み1 「学部横断の多職種連携教育を兼ねた地域医療早期体験実習（地域医療合同セミナー）」	45
取組み2 「MD-PhD プログラムによるリサーチマインドの醸成」	46
取組み3 「北海道におけるがん専門医療人材（がんプロフェッショナル）養成の取組」	47
取組み4 「北海道の地域医療を支える人材育成のためのキャリア支援」	48
認証評価共通基礎データ	51

大学の概要

(1) 大学名

札幌医科大学

(2) 所在地

北海道札幌市中央区南1条西17丁目

(3) 学部等の構成

学部 : 医学部 医学科

保健医療学部 看護学科、理学療法学科、作業療法学科

研究科 : 医学研究科 医科学専攻 (修士課程)、地域医療人間総合医学専攻 (博士課程)、

分子・器官制御医学専攻 (博士課程)、情報伝達制御医学専攻 (博士課程)

保健医療学研究科 看護学専攻 (博士課程前期)、看護学専攻 (博士課程後期)、

理学療法学・作業療法学専攻 (博士課程前期)、理学療法学・作業療法学専攻 (博士課程後期)

専攻科 : 公衆衛生看護学専攻、助産学専攻

その他の組織 : 医療人育成センター、附属総合情報センター、附属産学・地域連携センター、医学部
附属研究所、附属病院

(4) 学生数及び教職員数 (2024年5月1日)

学生 : 学部 1,035名、大学院 267名、専攻科 31名

教員 : 396名

職員 : 1,301名 (教員数除く)

(5) 理念と特徴

建学の精神

- 一、進取の精神と自由闊達な気風
- 一、医学・医療の攻究と地域医療への貢献

理念 最高レベルの医科大学を目指します

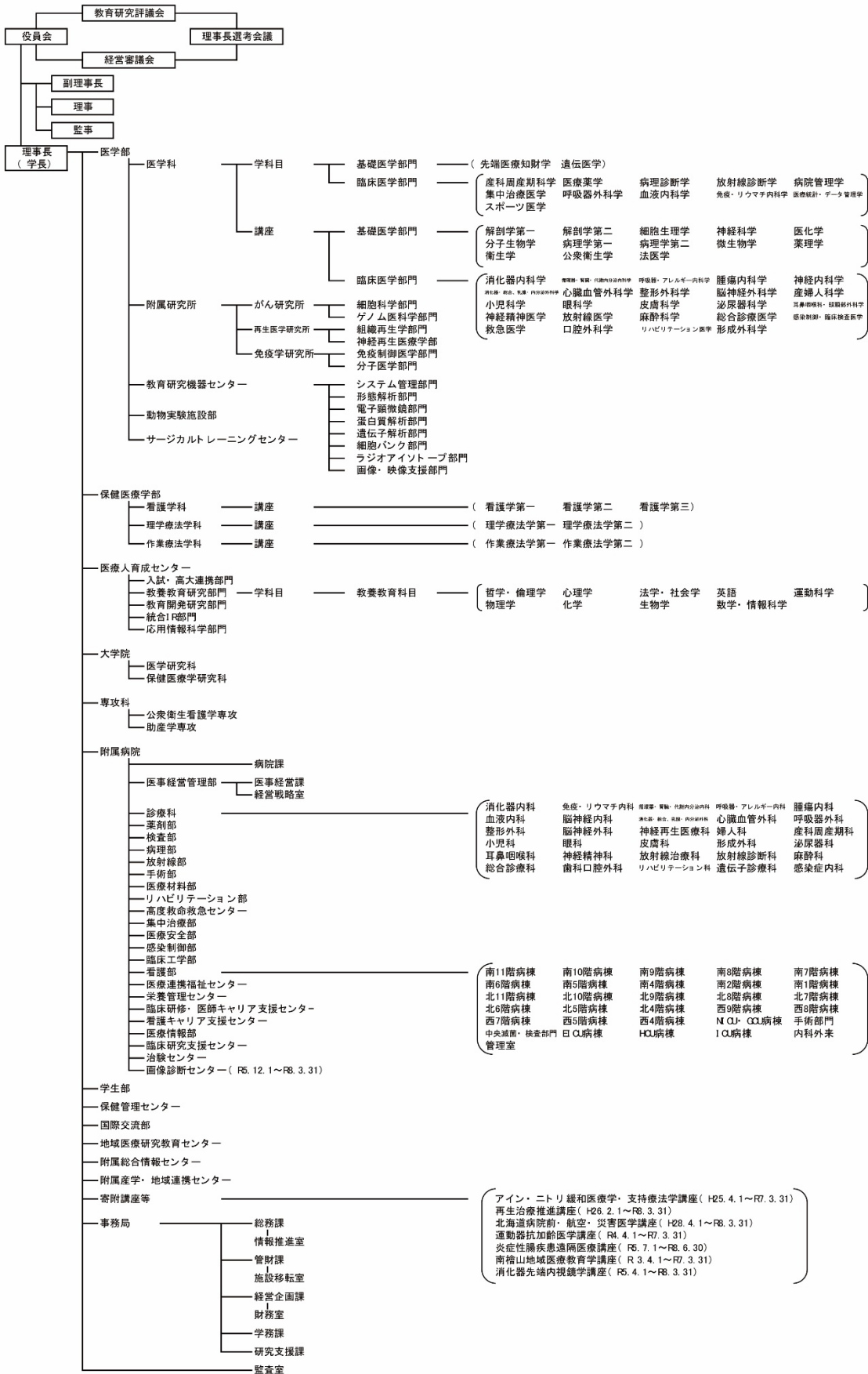
人間性豊かな医療人の育成に努めます

道民の皆様に対する医療サービスの向上に邁進します

国際的・先端的な研究を進めます

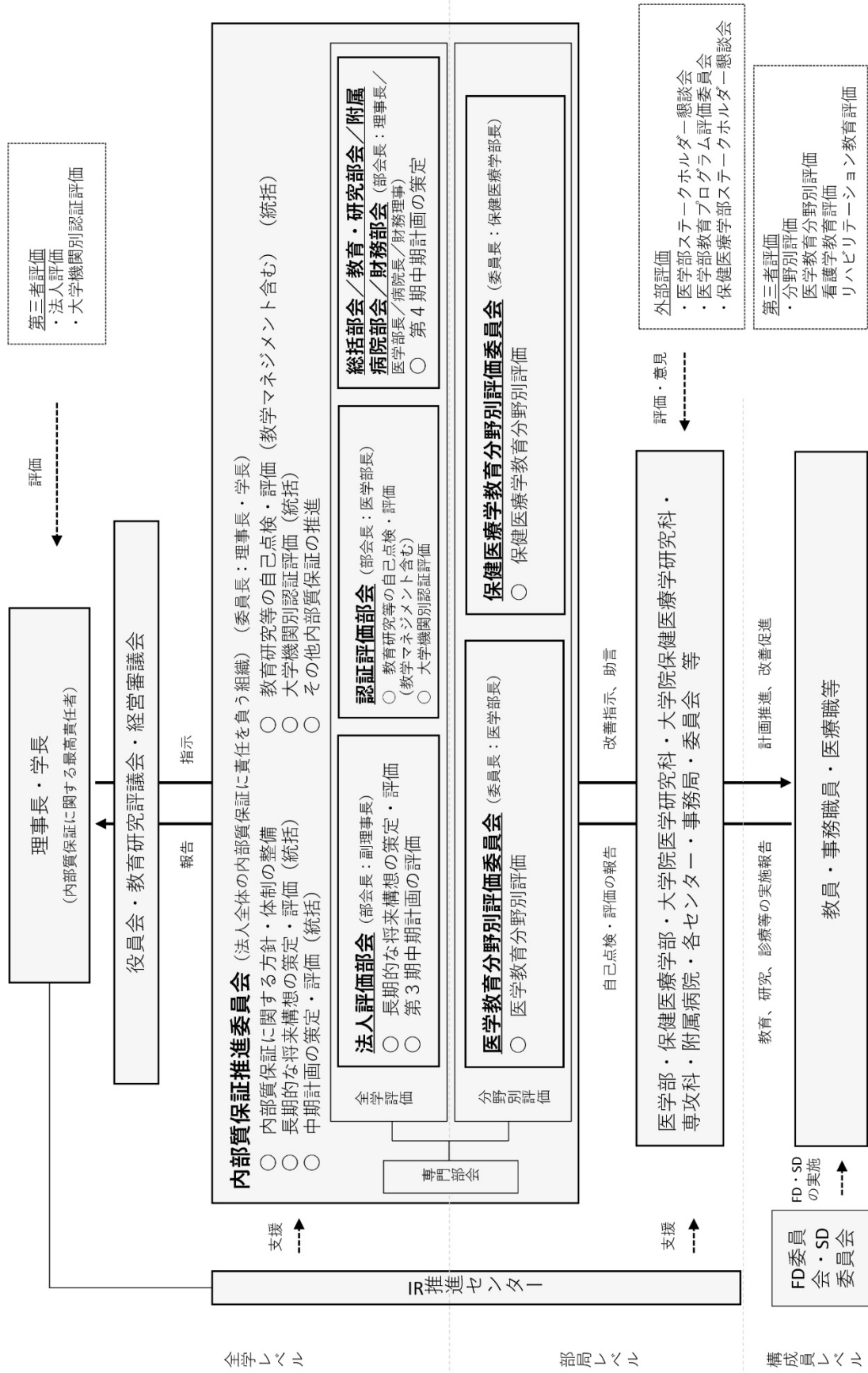
(6) 大学組織図

■北海道公立大学法人札幌医科大学組織図 (R6. 4. 1現在)



(7) 内部質保証体制図

北海道公立大学法人札幌医科大学 内部質保証体制図



大学の目的

- ・札幌医科大学学則

(目的)

第1条 札幌医科大学は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、医学及び保健医療学に関する学理とその応用を教授し、その深奥を攻究するとともに、進取の精神と自由闊達な気風を旨とする創造性に富み人間性豊かな医療人の育成を行い、もって北海道の医療、保健の発展と福祉の充実に貢献し、人類の文化の進展に寄与することを目的とする。

- ・札幌医科大学大学院学則

(目的)

第1条 札幌医科大学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

- ・札幌医科大学専攻科規程

(目的)

第2条 専攻科は、公衆衛生看護及び助産に関する知識と技術を精深な程度において教授し、その基盤となる公衆衛生看護学、助産学を探究するとともに、創造性に富み人間性豊かな保健師・助産師の育成を行い、もって北海道の保健・医療の発展と、福祉の充実に貢献することを目的とする。

I 「基準 1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 目的

本学は、1950年、北海道立女子医学専門学校を前身に、戦後の新制医科大学の第一号として開学した。創成期に育まれた「進取の精神と自由闊達な気風」「医学・医療の攻究と地域医療への貢献」を建学の精神として継承し、現在に至っている。

大学の目的は、建学の精神に基づき、学則に定めている。

札幌医科大学学則 第1条(目的)

「札幌医科大学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、医学及び保健医療学に関する学理とその応用を教授し、その深奥を攻究するとともに、進取の精神と自由闊達な気風を旨とする創造性に富み人間性豊かな医療人の育成を行い、もって北海道の医療、保健の発展と福祉の充実に貢献し、人類の文化の進展に寄与することを目的とする。」

また、教育研究上の目的についても学則に定めている。

札幌医科大学学則 第1条の2(教育研究上の目的)

「医学部は、変化し多様化する地域及び国際社会の要請に応えるとともに、医学と医療の進歩及び向上に貢献することのできる人間性豊かな医師並びに医学研究者を育成することを目的とする。」

「保健医療学部は、創造性と倫理性に富む豊かな人間性を基盤に、関連諸科学と医療の進歩に対応し、地域の保健・医療・福祉の充実に社会の発展に貢献する実践力を備えた看護師、理学療法士、作業療法士及び学問分野の進展に寄与しうる人材を育成することを目的とする。」

2) 学部の組織

上記の目的に応じ、学則第2条により大学に2学部4学科及び専攻科を設置している。専攻科においては、保健師教育の更なる充実のため、助産学専攻に加え、2022年度に公衆衛生看護学専攻を開設した。

医学部	医学科
保健医療学部	看護学科、理学療法学科、作業療法学科
専攻科	公衆衛生看護学専攻、助産学専攻

いずれの学部も、大学設置基準上必要な教員数を満たしている。

その他の教育研究組織として、医療人育成センター、附属病院、学生部、国際交流部、附属総合情報センター等を設置

している。このうち、医療人育成センターは、入学者選抜や広報活動等を担う入試・高大連携部門、両学部の教養教育等を担う教養教育部門、教員の能力開発や教育評価等を担う教育開発研究部門、教育情報の収集・分析を担う統合IR部門、医療情報や人工知能等に関する教育を担う応用情報科学部門の計5部門で構成されており、組織横断的に教育研究を支援している。

3) 収容定員

学部及び学科の収容定員は、教育上の諸条件を総合的に考慮したうえで学則第2条に定めている。

収容定員充足率(2020-2024年度平均)は、医学部では102%、保健医療学部では101%となっており、収容定員を大幅に超える状況ではない。

専攻科助産学専攻においては、正常分娩取扱い件数を確保するため、2022年度より適正な定員数(20→15名)に見直しを行った。

収容定員数(2024年5月1日現在)(単位:名)

学部等	学科等	入学定員	入学者数	収容定員	学生数
医学部	医学科	110	110	660	671
保健医療学部	看護学科	50	50	200	202
	理学療法学科	20	20	80	81
	作業療法学科	20	20	80	81
専攻科	公衆衛生看護学専攻	15	15	15	16
	助産学専攻	15	15	15	15

※入学者数は2024年度入学者

4) 大学等の名称

大学の目的及び教育研究上の目的に照らし、大学、学部及び学科、専攻科の名称は適切である。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料（リンク）
	教育基本法	
①	第七条（大学） 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建学の精神・理念等 ・ 札幌医科大学学則（第1条、第1条の2） ・ 札幌医科大学専攻科規程（第2条、第2条の2）
	学校教育法	
②	第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。 ② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。	同上
	大学設置基準	
③	第二条（教育研究上の目的） 大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。	同上
④	第三条（学部） 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究上適当な規模内容を有し、教育研究実施組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 札幌医科大学学則（第2条） ・ 札幌医科大学専攻科規程（第3条） ・ 大学組織 ・ 札幌医科大学医療人育成センター規程（第2条） ・ 医療人育成センター
⑤	第四条（学科） 学部には、専攻により学科を設ける。 2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。	同上
⑥	第五条（課程） 学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。	※該当なし
⑦	第十八条 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第五十八条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。 2 収容定員は、教育研究実施組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。 3 大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。 ※ 入学定員の超過率については、平成十五年文部科学省告示第四十五号、平成二十七年文部科学省告示第百五十四号を参考とすること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 札幌医科大学学則（第2条） ・ 札幌医科大学専攻科規程（第3条） ・ 認証評価共通基礎データ
⑧	第四十条の四（大学等の名称） 大学、学部及び学科（以下「大学等」という。）の名称は、大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 札幌医科大学学則（第2条） ・ 札幌医科大学専攻科規程（第1条の2）

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (②大学院)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 目的

本学の大学院は、1956年に医学研究科を設置し、1998年に保健医療学研究科を設置した。

大学院の目的は、学校教育法第99条の趣旨に基づき、大学院学則に定めている。

札幌医科大学大学院学則 第1条(目的)

札幌医科大学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

教育研究上の目的についても、大学院学則に定めている。

札幌医科大学大学院学則

第1条の2(人材育成の目的及び教育研究上の目的)

医学研究科

【修士課程】 医療関連分野、自然科学、人文・社会科学分野等の大学教育を受けた学生を対象として、医科学についての幅広い知識と高い見識を修得させることにより、医学・医療の推進に貢献する。

【博士課程】 医学・医療に関する基本的知識を有する者を対象として、医学の専門分野における学識と研究能力、倫理観を修得させ、自立した研究活動又は専門的医療の実践を通じて医学・医療の発展に貢献する。

保健医療学研究科

【博士課程前期】 専門分野における豊かな知識と確かな技術、高い倫理性を基盤に、広い視野に立って地域の保健・医療・福祉の課題を解決しうる高度な実践力、看護学、理学療法学、作業療法学の進展に寄与しうる研究力を有する人材を育成する。

【博士課程後期】 豊かな発想と科学性、厳格な倫理性を基盤に、専門分野における深い学識と関連領域に係る学際的知識を有し、新たな知を創造するための研究活動を自立的に遂行するとともに、地域や時代の要請に応える取組を企画・推進できる人材を育成する。

2) 大学院の組織

上記の目的に応じ、大学院学則第3条により、2研究科6専攻を設置している。医学研究科は修士課程及び博士課程、保健医療学研究科は博士課程(前期・後期)としている。

標準修業年限は、大学院学則第4条により、医学研究科においては修士2年、博士4年、保健医療学研究科においては博士5年(前期2年・後期3年)と定めており、標準修業年限を超える長期履修については、大学院学則第4条の2に定めている。

いずれの研究科も、教育研究上適当な規模内容を有し、教員数も大学院設置基準上必要な基準を満たしている。

3) 収容定員

研究科及び専攻の収容定員は、教育上の諸条件を総合的に考慮したうえで大学院学則第6条に定めている。

医学研究科修士課程については、定員充足率(2020-2024年度平均)が約5割となっており、入学者確保に向けた現状分析及び方策検討に取り組んでいる。

収容定員数(2024年5月1日現在)(単位:名)

研究科	課程	専攻	入学定員	入学者数	収容定員	学生数
医学研究科	修士	医科学	10	6	20	12
	博士	・地域医療人間総合医学 ・分子・器官制御医学 ・情報伝達制御医学	50	39	200	186
保健医療学研究科	博士前期	看護学	12	6	24	13
	博士後期	看護学	2	2	6	9
	博士前期	理学療法学・作業療法学	12	12	24	27
	博士後期	理学療法学・作業療法学	6	6	18	20

※入学者数は2024年度入学者

4) 研究科等の名称

大学院の目的及び教育研究上の目的に照らし、研究科及び専攻の名称は適切である。

自己評価結果

以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点

改善を要する点

医学研究科修士課程については、定員充足率(2020-2024年度平均)が約5割となっているため、入学者確保のための更なる取組が必要である。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p>第九十九条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。 ② 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。</p>	・札幌医科大学大学院学則（第1条、第1条の2、第3条、第4条、第4条の2）
	大学院設置基準	
②	<p>第一条の二（教育研究上の目的） 大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。</p>	同上
③	<p>第二条（大学院の課程） 大学院における課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程（学校教育法第九十九条第二項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とする。 2 大学院には、修士課程、博士課程及び専門職学位課程のうち二以上を併せ置き、又はそのいずれかを置くものとする。</p>	同上
④	<p>第三条（修士課程） 修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。 2 修士課程の標準修業年限は、二年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、二年を超えるものとする。ことができる。 3 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を一年以上二年未満の期間とすることができる。</p>	同上
⑤	<p>第四条（博士課程） 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。 2 博士課程の標準修業年限は、五年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、五年を超えるものとする。ことができる。 3 博士課程は、これを前期二年及び後期三年の課程に区分し、又はこの区分を設けないものとする。ただし、博士課程を前期及び後期の課程に区分する場合において、教育研究上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、前期の課程については二年を、後期の課程については三年を超えるものとする。ことができる。 4 前期二年及び後期三年の課程に区分する博士課程においては、その前期二年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。前項ただし書の規定により二年を超えるものとした前期の課程についても、同様とする。 5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、第三項に規定する後期三年の課程のみの博士課程を置くことができる。この場合において、当該課程の標準修業年限は、三年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、三年を超えるものとする。ことができる。</p>	同上
⑥	<p>第五条（研究科） 研究科は、専門分野に応じて、教育研究上の目的から組織されるものであつて、専攻の種類及び数、教育研究実施組織、教員数その他が大学院の基本となる組織として適当な規模内容を有すると認められるものとする。</p>	同上
⑦	<p>第六条（専攻） 研究科には、それぞれの専攻分野の教育研究を行うため、数個の専攻を置くことを常例とする。ただし、教育研究上適当と認められる場合には、一個の専攻のみを置くことができる。 2 前期及び後期の課程に区分する博士課程においては、教育研究上適当と認められる場合には、前期の課程と後期の課程で異なる専攻を置くことができるものとする。</p>	同上
⑧	<p>第十条（収容定員） 収容定員は、教育研究実施組織及び施設設備その他の教育研究上の諸条件を総合的に考慮し、課程の区分に応じ専攻を単位として研究科ごとに定めるものとする。 2 前項の場合において、第四十五条の規定により外国に研究科、専攻その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を明示するものとする。 3 大学院は、教育研究にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。</p>	・札幌医科大学大学院学則（第6条） ・認証評価共通基礎データ
⑨	<p>第二十二條の四（研究科等の名称） 研究科及び専攻（以下「研究科等」という。）の名称は、研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。</p>	・札幌医科大学大学院学則（第2条、第3条）

ロ 教員組織に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 教授会</p> <p>本学では、札幌医科大学学則第6条及び札幌医科大学教授会規程に基づき、各学部・医療人育成センターに教授会を設置し、定例で開催(毎月2回)している。</p> <p>学部の教授会は各学部長を議長、各講座・学科等の教授を構成員としており、主に教育課程、学生の入学・卒業、学籍異動、学部長からの諮問事項及び学部の運営に関し必要な事項等の審議を所掌している。</p> <p>医療人育成センターの教授会はセンター長を議長、各部門の教授を構成員としており、主にセンター長からの諮問事項及びセンターの運営に関し必要な事項等の審議を所掌している。</p> <p>なお、各学部教授会及び医療人育成センター教授会は、札幌医科大学学則第6条の定めるところにより、教授会の議を経て、准教授その他の職員を加えることができることとしている。</p> <p>2) 教員組織</p> <p>教員組織は、「北海道公立大学法人札幌医科大学組織規程」に基づき、医学部、保健医療学部及び医療人育成センターで構成されており、それぞれに医学部長、保健医療学部長及び医療人育成センター長を置いている。医学部長、保健医療学部長及び医療人育成センター長は学長の命を受け、学部及び医療人育成センターの教育・研究に係る統括を担っている。各学部長の下には、学部長を補佐する副学部長(教務)、副学部長(研究)を、医療人育成センター長の下には副センター長を置き、役割分担と責任の所在を明確にし、大学運営の組織的な連携体制を構築している。</p> <p>医学部は、基礎医学部門(13講座・2学科目)、臨床医学部門(24講座・11学科目)、附属研究所(3研究所6部門)の各講座、研究所の各部門を設置しており、保健医療学部は看護学科(3講座)、理学療法学科(2講座)、作業療法学科(2講座)を設置している。医療人育成センターは、5部門(入試・高大連携部門、教養教育研究部門、教育開発研究部門、統合IR部門、応用情報科学部門)を設置している。</p> <p>各学部等における教員組織は、建学の精神に基づき、医療人の育成、医療サービスの向上、研究の推進を掲げる大学の理念及び中期目標を大学全体として実現するという編制方針により、教育課程や環境の変化に即して構成されている。</p>	<p>3) 授業科目の担当</p> <p>各学部・学科における教育上主要な授業科目(主要授業科目(必修科目・選択必修科目))は、そのほとんどを専任教員(教授、准教授)が担当している。</p> <p>【主要授業科目の専任教員(教授・准教授)担当率】</p> <table border="1" data-bbox="774 488 1396 571"> <thead> <tr> <th>医学</th> <th>看護</th> <th>理学</th> <th>作業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>95.4%</td> <td>81.3%</td> <td>80.8%</td> <td>80.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>4) 専任教員</p> <p>教員組織として必要な専任教員数は部局ごとに設けており、2024年5月1日現在の全体数は、391人である。教員組織の年齢構成は、30歳代が21%、40歳代が43%、50歳代が25%、60代が10%であり、バランスがとれている。</p> <p>また、各学科における専任教員1人あたりの学生数は医学部医学科で約2人、保健医療学部で約6人となっており、大学設置基準の規定を十分に満たす人数を配置している。</p> <p>(2024年5月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="774 985 1396 1220"> <thead> <tr> <th></th> <th>専任教員数</th> <th>専任教員1人あたりの在籍学生数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医学部医学科</td> <td>287人</td> <td>2.3人</td> </tr> <tr> <td>保健医療学部看護学科</td> <td>31人</td> <td>6.5人</td> </tr> <tr> <td>保健医療学部理学療法学科</td> <td>13人</td> <td>6.2人</td> </tr> <tr> <td>保健医療学部作業療法学科</td> <td>13人</td> <td>6.2人</td> </tr> </tbody> </table> <p>専任教員の選考(採用、昇任)については、各学部及び医療人育成センターごとに定めている教員選考規程や内規において定めている。教授選考にあたっては、各学部等の教授会に教授候補者選考委員会を設置し、教授候補者となるべき適任者を選定し、教授会に推薦する。教授会は投票により1名の候補者を選定し、教育研究評議会に報告する。教育研究評議会において適否を審議し、学長はその審議結果を参考として、教授候補者を決定する。</p>	医学	看護	理学	作業	95.4%	81.3%	80.8%	80.6%		専任教員数	専任教員1人あたりの在籍学生数	医学部医学科	287人	2.3人	保健医療学部看護学科	31人	6.5人	保健医療学部理学療法学科	13人	6.2人	保健医療学部作業療法学科	13人	6.2人
医学	看護	理学	作業																					
95.4%	81.3%	80.8%	80.6%																					
	専任教員数	専任教員1人あたりの在籍学生数																						
医学部医学科	287人	2.3人																						
保健医療学部看護学科	31人	6.5人																						
保健医療学部理学療法学科	13人	6.2人																						
保健医療学部作業療法学科	13人	6.2人																						
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。																							
優れた点																								
改善を要する点																								

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p>第九十三条 大学に、教授会を置く。</p> <p>② 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。 一 学生の入学、卒業及び課程の修了 二 学位の授与 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの</p> <p>③ 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。</p> <p>④ 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・札幌医科大学学則（第6条） ・札幌医科大学教授会規程（第7条）
	大学設置基準	
②	<p>第七条（教育研究実施組織等） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。</p> <p>2 省略 3 省略 4 省略 5 省略</p> <p>6 大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。</p> <p>7 大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員及び事務職員等を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として基幹教員を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。</p> <p>※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条、大学設置基準第十三条・第十四条・第十五条・第十六条・第十七条を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・札幌医科大学学則（第1章） ・北海道公立大学法人札幌医科大学組織規程（第5条、第5条の2、第8条、第16条、別表第3、第4）
③	<p>第八条（授業科目の担当） 大学は、各教育課程上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として基幹教員（教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員（助手を除く。）であつて、当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの（専ら当該大学の教育研究に従事するものに限る。）又は一年につき八単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当するものをいう。以下同じ。）に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとする。</p> <p>2 大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。</p> <p>3 大学は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学が定める者（以下「指導補助者」という。）に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各学部シラバス ・医学部 ・保健医療学部 ・TA実施要領（非公開） ・医学研究科 ・保健医療学研究科
④	<p>第十条（基幹教員数） 大学における基幹教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数（共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一つの学部とみなして同表を適用して得られる基幹教員の数と第四十六条の規定により得られる当該共同学科に係る基幹教員の数を合計した数とし、第五条の規定に基づき学科に代えて課程を設ける工学に関する学部にあつては、第四十九条の四の規定により得られる基幹教員の数とする。）と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める基幹教員の数を合計した数以上とする。</p> <p>※ 基幹教員の数については、大学設置基準別表第一・別表第二を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道公立大学法人札幌医科大学職員就業規則（第4章） ・札幌医科大学医学部教員選考規程（第1条の2、第3条～第7条） ・札幌医科大学保健医療学部教員選考規程（第3条～第9条） ・札幌医科大学医療人育成センター教員選考規程（第3条～第7条） ・認証評価共通基礎データ

③及び④については、以下の省令により従前の例によることができる。

大学設置基準等の一部を改正する省令（令和4年9月30日文科科学省令第34号）

附則 第四条

この省令の施行の際現に設置されている大学及び高等専門学校に対する次の各号に掲げる規定の適用については、なお従前の例によることができる。

一 この省令による改正後の大学設置基準第三十六条第一項及び第三項並びに同令中教員に関する規定（以下省略）

ロ 教員組織に関すること (②大学院)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 教員組織

①組織体制

医学部長及び保健医療学部長が兼務する医学研究科長、保健医療学研究科長の下に、副学部長(研究)が兼務する副研究科長を置き、大学院教育において組織的な連携体制を整えている。

また、教員組織の責任体制は、各研究科の研究科委員会が所管し、両研究科に共通の審議事項がある場合は、大学院委員会を開催することとしている。教員組織に関する重要事項については教育研究評議会に附議される。

教育研究組織の適切性について、医学研究科においては大学院医学研究科委員会、医学部教員組織検討委員会、教員定数委員会において適宜検討している。保健医療学研究科においては、研究科運営会議、研究科委員会、保健医療学部・大学院保健医療学研究科教員組織検討委員会において適宜検討している。

②教員の資格(選考)

大学院において授業及び研究指導を担当する教員は、担当領域・科目の専門性に関して、極めて高度の教育研究上の業績と指導能力があると認められる者であり、学部及び医療人育成センター教員としての採用時または昇任時に、各学部の教員選考規程に基づき審査している。

③教員数(2024年5月1日現在)

専任教員数については、大学院設置基準上の必要数を満たしており、教育に必要な教員を配置している。

医学研究科の教員組織は、編制方針に基づき各専攻の教育研究分野に沿って構成されている。博士課程においては、3専攻計11領域に医学部、医療人育成センターに属する教授・准教授を研究指導教員として48名配置している。修士課程は、一般教育科目(16科目)、専門教育科目(18科目)、特別研究科目(48科目)に、教授・准教授を研究指導教員として48名配置している。また、地域病院に勤務する大学院臨床教授等のもとで研究を進める「地域医療」を科目設置していることから、大学院臨床教授・臨床准教授・臨床講師を計80名採用している。

保健医療学研究科の教員組織は、看護学専攻に、博士課程前期の10領域に研究指導教員として教授・准教授15名、博士課程後期は10領域に教授・准教授10名の研究指導教員を置いている。理学療法学・作業療法学専攻には、博士課程前期の14領域に研究指導教員として教授・准教授19名、博士課程後期は12領域に教授・准教授13名の研究指導教員を置いている。

(単位:人)

専攻		収容定員	必要な教員数		配置状況	
			研究指導教員	研究指導補助教員	研究指導教員	研究指導補助教員
医学	博士	200	30	30	48	80
	修士	20	6	6	48	80
保健医療学	博士(前期)	48	6	6	34	48
	博士(後期)	24	6	6	23	33

④年齢構成(2024年5月1日現在)

大学院における教員組織の年齢構成は、30歳代が4%、40歳代が25%、50歳代が50%、60歳代が21%であり、バランスがとれている。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学院設置基準	
①	<p>第八条（教育研究実施組織等） 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。 2 省略 3 省略 4 省略 5 大学院の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、研究所等の教員等がこれを兼ねることができる。 6 第七条の二に規定する研究科の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、当該研究科における教育研究を協力して実施する大学の教員がこれを兼ねることができる。 7 大学院は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。 8 大学院は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員及び事務職員等を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専属の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。</p> <p>※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北海道公立大学法人札幌医科大学定款（第21条） ・ 札幌医科大学大学院学則（第19条） ・ 北海道公立大学法人札幌医科大学組織規程
②	<p>第九条（教育研究実施組織等） 大学院には、前条第一項に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごと（工学を専攻する研究科以外の基本組織にあつては、当該研究科以外の基本組織、第三十条の二第一項に規定する研究科等連係課程実施基本組織にあつては当該研究科等連係課程実施基本組織）に、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。 一 修士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者 イ 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者 ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者 ハ 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者 ニ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 二 博士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者 イ 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者 ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者 ハ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 2 博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員は、教育研究上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、修士課程を担当する教員のうち前項第二号の資格を有する者がこれを兼ねることができる。</p> <p>※ 専攻ごとに置くものとする教員の数については、平成十一年文部省告示第七十五号を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 札幌医科大学大学院学則（第19条） ・ 札幌医科大学医学部教員選考規程（第1条の2、第3条～第7条、第8条） ・ 札幌医科大学保健医療学部教員選考規程（第3条～第9条、第8条～第9条） ・ 医学研究科研究指導教員・研究指導補助教員に係るD○合・D合資格の審査について（非公開） ・ 大学院保健医療学研究科教員組織、及び担当教員に関する申し合わせ（非公開） ・ 認証評価共通基礎データ
③	<p>第九条の二（一定規模数以上の入学定員の大学院研究科の教育研究実施組織） 研究科の基礎となる学部の学科の数を当該研究科の専攻の数とみなして算出される一個の専攻当たりの入学定員が、専門分野ごとに文部科学大臣が別に定める数（以下「一定規模数」という。）以上の場合には、当該研究科に置かれる前条に規定する教員のうち、一定規模数を超える部分について当該一定規模数ごとに一人を、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十条に定める基幹教員の数に算入できない教員とする。</p> <p>※ 一個の専攻当たりの入学定員の一定の数（「一定規模数」）については、平成十一年文部省告示第七十六号を参照すること</p>	※該当なし

ハ 教育課程に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 入学者選抜

大学の目的に基づき、医学部、保健医療学部でそれぞれアドミッション・ポリシーを定め、それらに基づき、入学者選抜を公正かつ適切に実施するため、入学者選抜の方針、選抜方法、実施体制及び合格者決定等に関しては、入学者選抜委員会での協議を経て、学長を長とする入学試験委員会において審議を行い、決定している。

また、障がい等のある入学志願者に対しては、入学者選抜要項及び学生募集要項に事前相談を要する障がいの区分と程度を明示しており、事前相談に対しては、個別の相談内容に応じて入学者選抜において不利益を受けない対応を検討し、必要な合理的配慮を行っている。

2) 教育課程の編成・授業等

本学は、学則第1条に定めるとおり、医学及び保健医療学を修め、創造性や人間性に富む医療人を育成することを目的としており、各学部においてカリキュラム・ポリシー(CP)を策定し、卒業時に身に付けておくべき能力をディプロマ・ポリシー(DP)として定めている。両学部の教育課程は、教育目標、DPに基づくCPに沿って、体系的に編成されている。

医学部では、医師及び医学研究者の育成を教育研究上の目的としていることから、カリキュラムは各年次とも必修科目の割合が極めて高く、シラバスのとおり学年が進むにつれ、より専門的な科目を履修し、第4学年後期からは臨床実習を開始し、基本的な診療技術等を修得する段階的な編成となっている。令和2年度カリキュラムから、反転授業とアクティブラーニングを導入した初年次教育「初年次セミナー」を開講したほか、既存科目においても課題探求型の学修機会を増やすよう工夫している。

保健医療学部では、年次進行に即して段階的に専門性を深めるカリキュラムデザインとしており、「一般教育科目」と「専門教育科目」で構成し、専門教育科目は「専門基礎科目」「専門科目」「統合学習」「臨地(臨床)実習」に区分している。本学は、指定規則の関係上必修科目が多いものの、一般教育科目は、大学教育が求める幅広い教養に立脚するとともに、DPに掲げる「建学の精神を実現するための基盤となる能力」を培う授業科目で構成している。

また、医学部では科学的探究を養うための基礎配属や学部在籍時から大学院教育を開始する MD-PhD プログラム、保健医療学部では学年進行に沿って多職種連携に関する学びを深め専門職性を涵養する「保健医療総論1~4」などの特色あるカリキュラムを設けている。

このほか、北海道の地域性の理解や地域における多職種連携の必要性、地域住民とのコミュニケーション技能の修得を目標とする「地域医療合同セミナー」を両学部共通科目として履修することができる。

授業は、講義・演習・実験・実習・実技のいずれか又は併用により行い、1年間の授業が 35 週を下回らないよう、学則その他の規程により定めている。1時限の授業時間は 90 分で、大学設置基準第 21 条第2項に基づき単位数を算出している。

なお、両学部とも必修科目の割合が高く、時間割で設定された以上の選択科目を履修することは困難であるため、履修科目として登録可能な単位数の上限は設けていない。

3) 成績評価基準・卒業要件

成績評価は試験その他の審査により行い、科目ごとの評価基準に基づき、合格すれば所定の単位を与えることを学生便覧や各学部のシラバス等に明示しているほか、成績評価に疑義のある学生が、その旨を申し立てることができる規定を定め、客観性及び厳格性を担保している。

医学部では、臨床実習の評価、Post-cc OSCE 及び卒業試験の結果を総合的に評価する。卒業試験では、正答率から不適正問題を排除し、適正な成績評価を行っている。

保健医療学部では、2年次から3年次への進級制限を設けており、2年次で原級留置となった学生に対しては、学生担当教員を中心に個別的な学修支援を行い、次年度の確実な履修に向けた指導を徹底している。

卒業要件は学生便覧や各学部のシラバスに明示し、各学部の教務委員会や教授会等において成績や単位の取得状況を総合的に審議の上、卒業を決定している。また、学位授与は要件につき学生便覧や各学部のシラバスに明示し、DPに基づいて公正に実施している。各学部の教務委員会や教授会で審議の上、DPに適合する学生に学位を授与している。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	
改善を要する点	シラバスのチェック体制及び成績評価基準における科目の到達目標を考慮した文言について取組が不十分であるため、改善が必要である。(2023年度より検討 WG を設置し改善に努めている)

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	<p>第二条の二（入学者選抜） 入学者の選抜は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百六十五条の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p> <p>※ 大学に入学できる者の資格については、学校教育法第九十条を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・札幌医科大学学則（第17～19条） ・札幌医科大学入学者選抜実施規程（第1～3条） ・札幌医科大学入学試験委員会入学者選抜委員会規程（第1～2条） ・入学者選抜要項 ・学生募集要項
②	<p>第十九条（教育課程の編成方針） 大学は、学校教育法施行規則第百六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。</p> <p>2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。</p> <p>3 大学に専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する教員を置く場合であつて、当該教員が一年につき六単位以上の授業科目を担当する場合には、大学は、当該教員が教育課程の編成について責任を担うこととするよう努めるものとする。</p> <p>※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・札幌医科大学学則（第12条） ・札幌医科大学学位規程 ・医学部の教学に係るポリシー、規程等の体系 ・保健医療学部教学に関する基本ポリシー
③	<p>第二十条（教育課程の編成方法） 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。</p>	同下
④	<p>第二十一条（単位） 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。</p> <p>2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第二十五条第一項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・札幌医科大学医学部の教育課程、授業科目履修方法、試験及び進級取扱いに関する規程（以下「医進級規程」） ・札幌医科大学保健医療学部の教育課程、授業科目履修方法、試験及び進級取扱いに関する規程（以下「保進級規程」）
⑤	<p>第二十二条（一年間の授業時間） 一年間の授業を行う期間は、三十五週にわたることを原則とする。</p>	・学事予定（学生便覧 P14、P20）
⑥	<p>第二十三条（各授業科目の授業時間） 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、八週、十週、十五週その他の大学が定める適切な期間を単位として行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医学部時間割（1～4学年） ・医学部 CC 指針（5～6学年） ・保健医療学部学事予定（学生便覧 P20）
⑦	<p>第二十五条（授業の方法） 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。</p> <p>2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。</p> <p>3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。</p> <p>4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・札幌医科大学学則（第6章） ・医進級規程（第5条） ・保進級規程（第2条、第4条、別表第1～3）
⑧	<p>第二十五条の二（成績評価基準等の明示等） 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。</p> <p>2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがつて適切に行うものとする。</p> <p>※ 卒業の要件については、大学設置基準第三十二条、学校教育法施行規則第四百七十七条を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学生便覧（P7～19） ・各学部シラバス ・医学部 ・保健医療学部 ・シラバス作成ガイドライン ・医学部 ・保健医療学部 ・成績評価疑義申立要領（非公開） ・医学部 ・保健医療学部
⑨	<p>第二十七条（単位の授与） 大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・札幌医科大学学則 ・医進級規程 ・保進級規程
⑩	<p>第二十七条の二（履修科目の登録の上限） 大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。</p> <p>2 大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。</p>	同上

ハ 教育課程に関すること (②大学院)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 入学者選抜

大学院の目的に基づき、求める学生像を示したアドミッション・ポリシー(AP)を医学研究科、保健医療学研究科でそれぞれ定めている。AP は、募集要項に掲載し、冊子配付のほか、ホームページにも掲載し、広く周知している。

入学者選抜の実施にあたっては、大学院入学者選抜実施規程に基づき、研究科ごとに入試委員会を設置し、本委員会を中心に選抜の方針、選考方法、実施体制について検討、決定している。

選抜試験は、それぞれの専門分野において研究推進に必要な資質や能力などを総合的に審査するため、学科試験及び面接試験を実施している。

合格者は試験結果に基づき、入試委員会で決定する。その内容は各研究科委員会に付議した後、学長に報告する。学長は、合格者のうち所定の手続きを経た者に対し、入学を許可する。

2) 教育課程の編成・授業・研究指導等

大学院学則第 18 条において、「大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する研究指導によって行うものとする」と規定し、各研究科のカリキュラム・ポリシーに基づき、研究科で「授業科目履修方法及び単位修得認定等に関する規程」(以下、「履修規程」という)を定め、授業科目、教育課程を編成している。

教育課程について、医学研究科修士課程は、一般教育科目、専門教育科の必修科目のほか、修士論文の作成を行う特別研究科目を選択する。特別研究科目は、講義、演習による知識、技術修得と、研究の実施を目的とし、特別研究科目の指導教員が修士論文の作成指導を行っている。

博士課程は、学位論文の作成を行う主科目、主科目の研究遂行に必要な知識、技術を補完する副科目、及び共通科目から成っている。主科目の指導教員が主任指導教員となり、研究指導計画書を作成、研究、学位論文の作成指導を行うほか、履修科目及びその他の教育研究活動全般について指導・助言を行っている。主科目に、「臨床医学研究コース」、「医学研究コース」、「がん研究コース」が併設されており、それぞれ臨床研究者、医学研究者、がん専門医療人の養成を主眼としており、学生はいずれかのコースを選択した上で、選択コースに定められた科目から副科目、共通講義等を選択する。その中においては、建学の精神でもある地域医療

への貢献につなげるため、研究推進とともに地域医療の理解、専門技術の修得を目的とした地域医療の研修を単位として設定している。

保健医療学研究科博士課程前期は、看護学専攻、理学療法・作業療法専攻で共通の共通科目と、各専攻で異なる専門科目に分かれている。共通科目、専門科目とも支持科目が分類されており、研究の概念や質的・量的研究法、研究倫理等の研究者に求められる基本的な知識や、関連領域の幅広い知識を学際的に身につけられるよう設定されている。加えて、専門領域科目にて専門分野の知識や技術を習得するほか、特別研究として研究テーマを設定し、指導教員のもとに研究活動を展開する。

博士課程後期では、コースワークとして専門分野ごとの「特講」と「特講演習」を履修し、リサーチワークである「特別研究」で博士論文の作成に取り組む。

論文作成に関しては、博士課程前期・後期ともに、指導教員を中心に研究指導が行われる。研究計画書の作成、研究計画書の審査、倫理委員会への申請を経て、研究活動を開始する。研究指導は、専門分野の指導教員が全過程の責任を担い、研究指導補助教員と共同して指導する。

3) 成績評価基準・修了要件

成績評価については、学則、各研究科の履修規程及び各科目の到達目標により判定され、これらは履修概要に掲載しており、学生への配布をもって周知している。

各科目の研究指導教員が評価した成績は、客観性と厳格性を確保するため、研究科委員会に付議している。

両研究科とも修了認定の基準として、ディプロマ・ポリシーを定め、修了要件は学則及び履修概要に明記している。

また、学位論文審査について、医学研究科の修士課程は、教務委員会で候補者を選出し、研究科委員会で承認を得て、開催する。博士課程は、研究科委員会の投票により委員を選任し、開催する。両課程とも審査終了後に論文審査の要旨を研究科委員会に報告し、修了の可否を決定している。

保健医療学研究科は、修士論文は 3 名、博士論文は 4 名の委員が研究科委員会の投票により選出され、論文審査委員会が行われ、合否が決定される。審査結果は、論文審査委員会の主査より研究科委員会に報告、承認を経て、修了要件の充足状況を確認した上で、修了を認定する。

いずれの論文審査も審査基準に基づき評価、審査される。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	
改善を要する点	シラバスのチェック体制及び成績評価基準における科目の到達目標を考慮した文言について取組が不十分であるため、改善が必要である。(2023年度より検討 WG を設置し改善に努めている)

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学院設置基準	
①	<p>第一条の三（入学者選抜） 入学者の選抜は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百六十五条の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 札幌医科大学大学院学則（第10条） ・ 大学院学生募集要項 ・ 医学研究科 ・ 保健医療学研究科 ・ 札幌医科大学大学院入学者選抜実施規程
②	<p>第十一条（教育課程の編成方針） 大学院は、学校教育法施行規則第百六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。 2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。</p> <p>※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 札幌医科大学大学院学則（第20条） ・ 札幌医科大学大学院医学研究科授業科目履修方法及び単位修得認定等に関する規程（以下「医研履修規程」） ・ 札幌医科大学大学院保健医療学研究科授業科目履修方法及び単位修得認定等に関する規程（以下「保研履修規程」）
③	<p>第十二条（授業及び研究指導） 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によつて行うものとする。 2 大学院は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学院が定める者に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、当該授業科目を担当する教員以外の教員に授業の一部を分担させることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 札幌医科大学大学院学則（第18条） ・ TA実施要領（非公開） ・ 医学研究科 ・ 保健医療学研究科
④	<p>第十三条（研究指導） 研究指導は、第九条の規定により置かれる教員が行うものとする。 2 大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導（共同教育課程を編成する専攻の学生が当該共同教育課程を編成する大学院において受けるもの及び国際連携教育課程を編成する専攻の学生が当該国際連携教育課程を編成する大学院において受けるものを除く。以下この項において同じ。）を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、一年を超えないものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 札幌医科大学大学院学則（第19条）
⑤	<p>第十四条の二（成績評価基準等の明示等） 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。 2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。</p> <p>※ 修士課程及び博士課程の修了要件については、大学院設置基準第十六条・第十七条、学位規則第三条・第四条を参照すること</p> <p>※ 学位論文に係る評価にあつての基準の公表については、学校教育法施行規則第172条の2第3項を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 札幌医科大学大学院学則（第21条、第24条） ・ 医研履修規程 ・ 保研履修規程 ・ 学位論文に係る評価基準の公表 ・ 教育情報の公表 ・ 医学研究科履修概要 ・ 保健医療学研究科履修概要 ・ 研究指導計画書申し合わせ ・ 医研研究科 ・ 保研研究科
⑥	<p>第十五条（大学設置基準の準用） 大学院の連携開設科目、各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、連携開設科目に係る単位の認定、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目履修等については、大学設置基準第十九条の二、第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十七条の三、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条、第三十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第四項、第三十条の二並びに第三十一条（第四項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同令第十九条の二第一項中「前条第一項」とあるのは「大学院設置基準第十一条第一項」と、同項第二号中「第四十五条第三項」とあるのは「大学院設置基準第三十三条第三項」と、同令第二十八条第一項中「六十単位」とあるのは「十五単位」と、同条第二項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第三十五条第一項において「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を」と、同令第二十九条第一項中「短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修」とあるのは「学校教育法第百五条の規定により大学院が編成する特別の課程（履修資格を有する者が、同法第百二条第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）における学修」と、同条第二項中「前条第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する前条第一項及び第二項」と、「六十単位」とあるのは「十五単位」と、同令第三十条第一項中「第三十一条第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第三十一条第一項及び第二項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第一項（第二項において準用する場合を含む。）」と、「第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは「十五単位を超えないものとし、かつ、同令第十五条において読み替えて準用する第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」及び前条第一項により当該大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて二十単位」と、同令第三十条の二中「修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、「卒業」とあるのは「課程を修了」と、同令第三十一条第二項中「特別の課程を履修する者」とあるのは「特別の課程（履修資格を有する者が、同法第百二条第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）を履修する者」と読み替えるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 札幌医科大学大学院学則 ・ 医学研究科履修概要 ・ 保健医療学研究科履修概要

二 施設及び設備に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 校地・運動場・校舎施設・設備等

本学の主要な校地は札幌市中央区にあるキャンパス1か所で、校地面積は、98,213 m²であり大学設置基準により算出される必要な校地面積 19,248.5 m²を大きく上回っている。

校舎面積についても 77,459 m²であり、必要な校舎面積 21,390 m²を大きく上回っている。

本学の施設は老朽化が著しく、施設や機能の拡充が求められていたことから、札幌医科大学施設整備構想に基づき、2012年度から2022年度までの間に、旧本棟・東棟などを解体し、新たに教育研究棟・大学管理棟・体育館などを整備、新キャンパスが完成した。

教育研究棟・大学管理棟には、学長室、会議室、研究室、各講義室、実験・実習室、医務室(保健管理センター)、事務室、情報処理施設(コンピュータ実習室)など、専用の施設を備えている。

多くの学生が利用する教育研究棟の学生ホールやアトリウムは、吹き抜けからの採光を取り入れ、木質化が図られた明るく暖かみのある空間となっており、学生の休息や交流の場となっている。

また、体育館には、体育授業や部活動で使用する競技場やトレーニング室、武道場、弓道場も整備している。

その他、野球やサッカー等で利用できるグラウンドを札幌市内に保有している。

2022年12月にはキャンパス内の広場を整備し、愛称「らてす」を公募により決定した。広場には休憩可能な芝生とともにエゾヤマザクラやハシドイなど季節を彩る落葉広葉樹が植栽されており、学生や教員、地域住民等の憩いの場となっている。

設備等に関しては、医学部では臨床シミュレーションセンターに、保健医療学部看護学科ではナースシミュレーションラボにそれぞれ多様なシミュレーターを配置し、臨床実習や学生の自己学習等に利用されている。また、理学療法学科・作業療法学科においては、リハビリテーション実習施設に運動解析等のための高機能な機器や設備を備えており、教育研究に活用されている。さらに、医学部教育研究機器センターでは、最先端の医学研究をサポートするため、共同利用できる最新の研究機器を備えている。

2) 図書館

附属総合情報センター図書館では、図書、学術雑誌の整備に加え、電子書籍や電子ジャーナル、教育・研究・診療に必要な各種データベースの整備に力を入れている。

多様化する資料を電子・冊子の区別なくワンストップで利用者に提供できるよう統合検索サービスを整備している。学外からでも学内と同様の環境で学術情報にアクセスできるよう、リモートアクセスを可能とし、また、図書館ホームページをレスポンシブデザインとすることにより、手元の端末からの検索をストレスなく行えるようにしている。

研究成果発信のため、学術機関リポジトリで学内及び北海道内医療機関の論文を公開し、オープンアクセス化に貢献している。

利用教育については、講義内での文献検索ガイダンスの他、ホームページへのマニュアル掲載、メールマガジンや広報誌での周知、個別対応等広く行っている。

自館にない資料については、国内他大学からの取り寄せの他、国外の大学からも電子データでの取り寄せが可能なシステムを導入、論文単位での購入にも一部対応しており、教育研究上必要な資料を早急かつスムーズに入手できるよう努めている。

図書館は、年末年始を除き24時間開館し、学習や研究の場を常に提供している。300席を超える閲覧席は、アクティブラーニングエリアとサイレントエリアに分かれている他、グループ学習や個人学習のできる予約制の個室を用意し、多様な学習ニーズに対応している。閲覧席には電源を整備、又は整備不可の席については学生の要望に応じてポータブルバッテリーの館内貸出を行う等、学習スタイルの電子化に対応している。

更に、学内者のみならず、卒業生や道内地域医療従事者へ図書館利用を許可し、文献の取り寄せサービスを行っている他、道内医療機関のためのオンラインサービス共同購入(北海道地域医療機関電子ジャーナルコンソーシアム)の提案を行っており、多くの医療機関に活用されている。

上記のサービスを提供するため、専門的職員として、司書資格を有する専任職員5人(2024年5月現在)を図書館に配置、認定資格「ヘルスサイエンス情報専門員」の取得や研修会への積極的参加、図書館協議会の委員就任等、専門性向上のための自己研鑽や他大学との連携強化に努めている。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	新キャンパスの整備により、教育研究機能の向上実現に向け有効活用が可能である。
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	<p>第三十四条（校地） 校地は、学生間の交流及び学生と教員等との間の交流が十分に行えるなどの教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が交流、休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が交流、休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。</p> <p>3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。</p> <p>一 できる限り開放的であつて、多くの学生が余裕をもつて交流、休息その他に利用できるものであること。</p> <p>二 交流、休息その他に必要な設備が備えられていること。</p> <p>※ 必要な校地の面積については、大学設置基準第三十七条を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 札幌医科大学新キャンパス紹介特設ホームページ ・ 札幌医科大学及び附属病院配置図（学生便覧 p.131） ・ 認証評価共通基礎データ
②	<p>第三十五条（運動場等） 大学は、学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導施設を設けるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体育施設（学生便覧 p.36）
③	<p>第三十六条（校舎） 大学は、その組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有するものとする。</p> <p>2 教室は、学科又は課程に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技を行うのに必要な種類と数を備えるものとする。</p> <p>3 研究室は、基幹教員及び専ら当該大学の教育研究に従事する教員に対しては必ず備えるものとする。</p> <p>4 夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、教室、研究室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。</p> <p>※ 必要な校舎の面積及び設置する学部または学科ごとに必要な附属施設については、大学設置基準第三十七条の二・第三十九条・別表第三を参照すること</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第十九条・第二十二条も参照すること</p> <p>※ 二以上の校地において教育研究を行う場合、大学設置基準第四十条の二、大学院設置基準第二十二条の二を参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 札幌医科大学施設整備構想（2012年3月策定） ・ 札幌医科大学新キャンパス紹介特設ホームページ ・ 施設整備構想（概要紹介）（大学概要 p.42～44） ・ 施設配置図（学生便覧 p.132～147） ・ 認証評価共通基礎データ
④	<p>第三十八条（教育研究上必要な資料及び図書館） 大学は、教育研究を促進するため、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により提供される学術情報その他の教育研究上必要な資料（次項において「教育研究上必要な資料」という。）を、図書館を中心に系統的に整備し、学生、教員及び事務職員等へ提供するものとする。</p> <p>2 図書館は、教育研究上必要な資料の収集、整理を行うほか、その提供に当たつて必要な情報の処理及び提供のシステムの整備その他の教育研究上必要な資料の利用を促進するために必要な環境の整備に努めるとともに、教育研究上必要な資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力を努めるものとする。</p> <p>3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を置くものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十一条も参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 札幌医科大学附属総合情報センターデータブック ・ 札幌医科大学附属総合情報センター 図書館利用規程 ・ 図書館利用案内 ・ 附属総合情報センター図書館オンラインコンテンツ
⑤	<p>第四十条（機械、器具等） 大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十条も参照すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 完成施設について ・ 医学部教育研究機器センター 共通機器一覧

③については、以下の省令により従前の例によることができる。

大学設置基準等の一部を改正する省令（令和4年9月30日文科科学省令第34号）

附則 第四条

この省令の施行の際現に設置されている大学及び高等専門学校に対する次の各号に掲げる規定の適用については、なお従前の例によることができる。

一 この省令による改正後の大学設置基準第三十六条第一項及び第三項並びに同令中教員に関する規定（以下省略）

ホ 事務組織に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 事務組織</p> <p>事務組織としては、「北海道公立大学法人札幌医科大学組織規程」により、業務の実施に関し必要な事務を処理するための事務局を設置している。</p> <p>事務局は事務局長の下に総務課、管財課、経営企画課、学務課、研究支援課で組織されており、各課における係等の設置及び係等の分掌事務を処務細則により定めている。</p> <p>なお、必要な職員数については、毎年度組織機構の見直しを行い、社会環境の変化に対応するとともに、簡素で効率的な執行体制の構築に取り組んでいる。</p> <p>本学は 2007 年に公立大学法人に移行しており、法人化後から計画的にプロパー職員の採用を行い、2024 年 5 月 1 日現在、法人全体(附属病院の事務職員含む)の 59%(175 人中プロパー職員は 103 人)となっている。</p> <p>2) 教職協働</p> <p>教職協働については、教員と事務職員が適切な役割分担のもと、中期計画等の策定、各種委員会や各種行事の運営など日常的に連携・協力しながら業務を行っている。内部質保証推進委員会や学生委員会についても事務局長等の事務職員が構成員となっており、教職協働による大学運営を行っている。</p> <p>3) 厚生補導の組織</p> <p>本学では厚生補導に関する組織として学生部を設置している。事務局を学務課に設置し、学生部が所管している学生委員会をはじめ、学生担当教員、保健管理センター等と連携し多岐にわたる支援を実施している。</p> <p>①学生担当教員</p> <p>医学部では、学習と学生生活について指導、助言を行うため、保健医療学部では、学習と学生生活に関する業務の企画、調整及び運営を行うため、それぞれ学生担当教員を配置し、両学部とも学生の個人的な相談対応も含めて学生生活全般をサポートしている。</p> <p>②学生委員会</p> <p>委員は学生部をはじめ各学部副学部長(教務担当)、医療人育成センター副センター長や学校医をもって構成し、学生の行事、課外活動、事故や賞罰に関すること及び授業料の減免等の審議を行っている。</p> <p>③学生支援会議</p>	<p>学習活動やサークル活動などについて、学生の要望や意見を把握することを目的に開催しており、学年代表者、教員及び事務局が共に考える場を設けている。</p> <p>④保健管理センター</p> <p>医師、保健師、看護師及び公認心理師を配置し、それぞれの専門性を活かして学生の健康管理業務の実施、学生からの相談対応を行っている。</p> <p>【保健室】</p> <p>学生の体調不良やケガ等に対し、保健師、看護師を窓口として保健管理センター医師や学校医による応急対応を実施している。健康面に関する心配事に対し、必要な場合は学校医と連携して随時相談対応を行っている。</p> <p>【相談室】</p> <p>学生の生活上の悩み等に対し、公認心理師が精神的なケアや必要に応じた助言を行っている。対面だけでなく、メールや LINE を用いた相談にも随時対応している。</p> <p>⑤ハラスメント相談体制</p> <p>「北海道公立大学法人札幌医科大学におけるハラスメント防止等に関する規程」に基づき、役職員や学生からのハラスメントに関する苦情申出及び相談に対応するため、ハラスメント相談員を学内に配置し、相談窓口や連絡先などとともに学内専用サイトやリーフレットで周知している。</p> <p>また、ハラスメント防止に向けた体制を強化するため、学外にも電話や Web によるハラスメント相談窓口を設置している。</p> <p>なお、毎年、役職員を対象としてハラスメントを含む倫理・コンプライアンス研修を実施している。</p> <p>4) 社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制</p> <p>医学部では、医学部の教務担当教員・医療人育成センターの教員及び臨床研修・医師キャリア支援センター所属教員等により構成される「医学部学生キャリア形成支援委員会」を設置しており、大学及び附属病院の組織が連携し卒前・卒後のキャリア形成支援の取組を推進している。</p> <p>保健医療学部では、附属病院の看護キャリア支援センター(看護学科)や理学療法士・作業療法士研修センター(理学療法学科、作業療法学科)との連携・協働と人的交流の推進のもと、キャリア形成支援や基礎的・専門的知識、技術、医療人としての態度等を包括した臨床能力の向上を図っている。</p>
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<p>大学設置基準</p> <p>第七条（教育研究実施組織等） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。</p> <p>2 大学は、教育研究実施組織を編制するに当たっては、当該大学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。</p> <p>3 大学は、学生に対し、課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。</p> <p>4 大学は、教育研究実施組織及び前項の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学運営に係る企画立案、当該大学以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。</p> <p>5 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。</p> <p>6 省略 7 省略</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北海道公立大学法人札幌医科大学組織規程（第12条） ・ 北海道公立大学法人札幌医科大学内部質保証推進委員会規程（第3条） ・ 学生便覧（P25～26、P43） ・ 北海道公立大学法人札幌医科大学組織規程（第13条、別表第2） ・ 北海道公立大学法人札幌医科大学処務細則（第3条の4、第6条） ・ 札幌医科大学学校医に関する規程（第4条） ・ 札幌医科大学医学部学生担当教員規程（第1条、第4条） ・ 札幌医科大学保健医療学部学生担当教員規程（第1条、第4条） ・ 札幌医科大学学生委員会規程（第1～2条、第4条） ・ 札幌医科大学保健管理センター規程（第1～3条） ・ 北海道公立大学法人札幌医科大学におけるハラスメントの防止等に関する規程 ・ 札幌医科大学学生支援ハンドブック 2024（P12～13） ・ 札幌医科大学医学部学生キャリア形成支援委員会規程 ・ 札幌医科大学 北海道の医療を担う医師育成プログラム ・ 札幌医科大学附属病院看護キャリア支援センター ・ 札幌医科大学附属病院理学療法士・作業療法士研修センター
②	<p>大学院設置基準</p> <p>第八条（教育研究実施組織等） 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。</p> <p>2 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。</p> <p>3 大学院は、学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。</p> <p>4 大学院は、教育研究実施組織及び前項の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学院運営に係る企画立案、当該大学院以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学院運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。</p> <p>5 省略 6 省略 7 省略 8 省略</p>	<p>同上</p>

へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 3つのポリシーの策定

①3 ポリシーの概要

2017年度に受審した大学機関別認証評価において、3ポリシーが課程ごとに定められていないという指摘があったことから、2018年、全学的ポリシー策定方針及び全学的ポリシーを策定のうえ、2019年5月に各学部・研究科の3ポリシーを大幅に改正した。

全学的ポリシー策定方針は、建学の精神及び大学の目的等、本学の教育上の目的を踏まえ策定されており、全学的ポリシーもそれに沿ったものとなっている。

(全学的ポリシー策定方針)

札幌医科大学は、進取の精神と自由闊達な気風を旨に、幅広い学問分野への理解と国際的な視野をもって医学・保健医療学を攻究し、地域医療への貢献や先端的研究の推進を実現できる人間性豊かな人材を、全学的ポリシー(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー等)に基づいて育成する。これらのポリシーは医学部、保健医療学部、大学院医学研究科、大学院保健医療学研究科等が策定するポリシーの基盤となるものである。ポリシーは、定期的及び医学・医療の進展と社会の変化等に即して見直しを行うものとする。

(全学的ポリシー)

ディプロマ・ポリシー(DP)

札幌医科大学では、科学の進歩に対応し社会に貢献する人間性豊かな人材の育成を目的として、医学・医療の各専門領域のプロフェッショナリズムと基礎的な知識と技術の修得を目指した教育を行います。各学部・学科・研究科等が定めるディプロマ・ポリシーが求める水準を満たすとともに、所定の単位を修得し、最終試験・論文審査等に合格した学生に学位を授与します。

カリキュラム・ポリシー(CP)

札幌医科大学では、ディプロマ・ポリシーに示す人材を育成するために、各学部・学科等においては教養科目、専門科目、その他必要とする科目を体系的に編成し、講義・演習・実験、及び臨床実習等を適切に組み合わせた授業を行います。また、医療や研究では専門分野が異なるグループの連携が重要であることを考慮したカリキュラムを整えま

す。研究科においては、各課程の特性に即したコースワークとリサーチワークを適切に編成するとともに、充実した研究指導体制のもとに研究課程を推進します。

アドミッション・ポリシー(AP)

札幌医科大学では、カリキュラムに沿った学修によってディプロマ・ポリシーに示す水準を満たすことができる学生を求めています。そのため、高い基礎学力、文化や社会に関する基礎知識、基本的なコミュニケーション能力と協調性、自己教育の意欲と習慣を備えた学生を受け入れます。研究科においては、各課程の特性に即して、高度な実践力と研究力の修得に対する意欲、研究遂行のための知識・技術・態度を備えた人材を受け入れます。

各学部・研究科のDP・CPについては、学位プログラムを単位として、学部においては学部及び学科別に、研究科においては課程及び専攻別にそれぞれ定めている。APについては、学部・研究科を基本単位として定めている。

なお、CPにおける「学修成果の評価」に関する方針について一部記載不備の学部等があるため、改善に向けて現在検討中である。

②DP・CPの一貫性

各学部・研究科において DP に示す人材を育成するための CP を策定している。

特に、医学部においては DP と CP の内容を「態度」「関心・意欲」「知識・技能」「思考・判断」の4項目で統一し一貫性を確保している。また、カリキュラムマップにより、DP に基づく8つのコンピテンスと各科目との関連性を示している。

保健医療学部においては DP に示す能力を身につけた人材を育成するため、学部CPに3学科共通の基本事項を定め連関を図っているほか、専門教育科目に関しては、各学科のCPにおいて具体化している。また、学科ごとに「教育課程とDP関連図」を作成しており、DP と各科目の関連性をシラバスにより明示している。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	
改善を要する点	CPにおける「学修成果の評価」に関する方針について一部記載不備の学部等があるため、記載整備が必要である。(2023年度より検討WGを設置し改善に努めている)

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<p>学校教育法施行規則</p> <p>第六十五条の二 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針を定めるものとする。</p> <p>一 卒業又は修了の認定に関する方針 二 教育課程の編成及び実施に関する方針 三 入学者の受入れに関する方針</p> <p>2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たっては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 札幌医科大学における三つのポリシー ・ 教育情報の公表 ・ 医学部の教学に係るポリシー、規程等の体系 ・ 保健医療学部・研究科・専攻科 HP 各ポリシー ・ 保健医療学部教育課程とディプロマ・ポリシー関連図（非公開）

ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 目的の公表と周知</p> <p>大学の目的及び教育研究上の目的は、学則に規定しており、大学 Web サイトのほか、学生便覧や大学概要等の各種刊行物により学内に周知するとともに、学外に向けて公表している。</p> <p>また、建学の精神・理念等についても大学 Web サイトや大学案内等の刊行物等により公表している。建学の精神については、教職員・学生のみならず来学者にも視認されるよう教育研究棟 1 階の電子掲示板に常時掲示している。</p> <p>2) 3 ポリシーの公表と周知</p> <p>3 ポリシー(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー)は、大学 Web サイトのほか、学生便覧や大学概要など各種刊行物により学内並びに学外に向けて公表している。</p> <p>また、受験生や高校関係者に向けては、オープンキャンパス等のイベントや高校訪問において、大学案内や入学者選抜要項・学生募集要項等を配布し、積極的に周知している。</p> <p>3) その他の情報の公表と周知</p> <p>上記 1)2)のほか、学校教育法施行規則第 172 条の 2 で公表が義務づけられているその他の事項についても、大学 Web サイトや各種刊行物に掲載し学内並びに学外に向けて公表している。</p> <p>4) 情報公表体制と方法の整備</p> <p>情報公表の体制については、理事長を委員長とする広報委員会を中心に全学の広報活動を推進している。</p> <p>2020 年度には、本学の使命・魅力を積極的にアピールし、大学のブランド力の向上と大学活動、役割に関わる理解の深化を図り、全学的な広報活動を展開するため、「札幌医科大学広報ポリシー」を定めた。さらに、同ポリシーに紐づく「各ステークホルダーに向けた広報活動目標」に基づき、広報委員会の下に設置された各広報部会が、毎年度行動計画を策定し、各種広報活動を展開している。</p> <p>また、2020 年度からは、教職員の広報意識醸成及び広報活動推進を目的に、学外講師による広報研修を毎年開催している。</p>	<p>情報公表の方法については、およそ 5 年おきに大学 Web サイトのリニューアルを行い、見やすく分かりやすい情報発信を心がけている。2022 年度には、新キャンパス落成に伴いトップページの刷新を行うとともに、新コンテンツとして、「新キャンパス特設サイト」「理事長・学長特設サイト」「数字で見る札幌医科大学」「札幌大ってどんなところ？」のページを追加し、本学の取組を分かりやすく伝えるための改善を行った。2024 年度からは大学 Web サイトの多言語化(AI による自動翻訳)を開始し、英語・中国語・韓国語によるリアルタイムでの情報発信が可能となった。</p> <p>さらに、大学 Web サイトにおける情報発信が効率的かつ効果的なものとなるようアクセス解析を行っており、解析結果については定期的に教職員へ周知している。</p> <p>大学 Web サイトによる情報発信の他にも、YouTube や X(旧 Twitter)等の SNS を活用し、教育研究活動の情報発信に努めている。YouTube においては、健康情報や大学紹介動画などのコンテンツを公開し、様々なステークホルダーに役立つ情報発信を行っている。SNS をより効果的な情報発信ツールとするために、X(旧 Twitter)に広告掲載を行うなど、フォロワー数を増加させる取組も行っている。</p> <p>その他、民間企業との連携による公開講座やセミナー等を毎年開催し、道民の健康に貢献するための医療情報など、本学の教育研究活動の結果を社会に還元すべく積極的に情報発信している。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	
<p>改善を要する点</p>	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	第十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。	同下
	学校教育法施行規則	
②	第七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> 一 大学の教育研究上の目的及び第六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること 二 教育研究上の基本組織に関すること 三 教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画（大学設置基準第十九条の二第一項（大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第十一条第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八条第一項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目（次号において「連携開設科目」という。）に係るものを含む。）に関すること 六 学修の成果に係る評価（連携開設科目に係るものを含む。）及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること <ol style="list-style-type: none"> 2 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育法第八十三条の二第二項、第九十九条第三項及び第八十八条第五項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報を公表するものとする。 3 大学院（専門職大学院を除く。）を置く大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、大学院設置基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たつての基準についての情報を公表するものとする。 4 大学は、前各項に規定する事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。 5 前各項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建学の精神・理念等 ・ 札幌医科大学における三つのポリシー ・ 教育情報の公表 ・ 大学概要 ・ 大学案内 LEAP ・ 学生便覧 ・ 学生募集要項 ・ 北海道公立大学法人札幌医科大学広報委員会規程 ・ 札幌医科大学広報ポリシー ・ 札幌医科大学 SNS ・ 民間企業との包括連携協定（大学概要 p. 41）

チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) 自己点検・評価の実施体制</p> <p>全学的な教学マネジメントの構築及び第4期中期計画の進捗管理の徹底を目的に、内部質保証推進体制や運用について2022年度より見直しを行い、2024年度から新たな内部質保証システムを適用している。</p> <p>①体制</p> <p>理事長・学長を内部質保証に関する最高責任者とし、法人全体の内部質保証に責任を負う組織として内部質保証推進委員会を設置している。同委員会の下には、主に中期計画等を所掌する「法人評価部会」、教学マネジメントの管理や機関別認証評価を所掌する「認証評価部会」、分野別評価のための「医学教育分野別評価委員会」及び「保健医療学教育分野別評価委員会」の4つの専門部会を設置し役割を明確にしている。</p> <p>さらに両学部においては独自の外部評価体制としてステークホルダー懇談会を設置しており、多様なステークホルダーから意見を聴取する機会を設けている。</p> <p>②自己点検・評価</p> <p>学校教育法の定めに基づく自己点検・評価については、全学的に教育活動を管理・支援するため2024年度より新たな運用を開始した。具体的には、毎年度、各学部・研究科・専攻科が作成する自己点検・評価シートを内部質保証推進委員会が検証し、その結果を踏まえ学長から各学部等へ改善指示するサイクルとしている。自己点検・評価の結果については報告書を作成し、ホームページ等により広く情報公表を行う。</p> <p>上記体制及び自己点検・評価の実施方法等については関連規程に定め、ホームページにより情報を公開している。</p> <p>③認証評価</p> <p>大学機関別認証評価については、2010年度及び2017年度に公益財団法人大学基準協会による評価を受審し、分野別評価については、2021年度に一般社団法人日本医学教育評価機構及び一般財団法人日本看護学教育評価機構、2022年度に一般社団法人リハビリテーション教育評価機構による評価をそれぞれ受審しており、いずれも適合認定を受けている。</p> <p>各評価機関による評価結果については、大学Webサイトにて公表するとともに学内に共有され、教育研究の水準向上のための改善を進めている。</p>	<p>2) FD・SD</p> <p>本学では、建学の精神及びディプロマ・ポリシーの達成を念頭にFD活動に取り組むことを示すFDポリシーを策定している。本ポリシーに則り、FD委員会において、教員の資質及び教育能力の向上に資するFD活動の企画・立案、実施状況の情報共有を行い、取組を推進している。</p> <p>FD研修は、教育セミナー、ワークショップなど、年に複数回実施し、ワークショップへの参加は、医学部において昇任要件としている。教育セミナーについては、対面とWeb会議システムを併用した開催や、開催内容の録画データを学内限定サイトで公開し、受講の機会を確保するなど、参加しやすい環境づくりと参加者の増加に努めている。</p> <p>また、保健医療学研究科では、大学院担当教員主催でもセミナーを開催し、教員のみならず大学院生の参加も促し、積極的にFD活動に取り組んでいる。</p> <p>札幌医科大学SD委員会において、教職員が本学の理念や行動規範を理解し協働して職務を行うことを目的として、毎年度、「札幌医科大学SD活動実施計画(以下、SD計画)」を策定し、研修を実施している。</p> <p>また、FD委員会の構成員をSD委員会のアドバイザーとし、相互の情報共有を図るとともに、FD・SDの共催によるセミナーを開催するなど、連携を図っている。</p> <p>3) 学修成果を把握する取組</p> <p>医学部では、原級留置学生や欠席の多い学生については、成績低迷が予想されることから、学生担当教員や科目担当教員との面談を実施し、学修状況の把握に努めている。</p> <p>保健医療学部は学生定員に比較し教員数が充実していることから、学修上の問題には早期に対応し適宜個別指導を実施していることに加えて、学生担当教員及び副学生担当教員を配置して教員が学生のニーズに即して対応できる環境を構築している。</p> <p>授業評価アンケート及び卒業生雇用先調査による学修成果の把握については、基準2 No.1、No.2を参照。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	
<p>改善を要する点</p>	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p>第九十九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第五項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>② 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>③ 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>④ 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。以下この条及び次条において同じ。）に従つて行うものとする。</p> <p>⑤ 第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況（第二項に規定する大学の教育研究等の総合的な状況及び第三項に規定する専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況をいう。次項及び第七項において同じ。）が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。</p> <p>⑥ 大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（次項において「適合認定」という。）を受けるよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。</p> <p>⑦ 文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内部質保証に関する取組 ・ 「改善報告書」の検討結果について <p>(⑦学習成果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 札幌医科大学医学部学生担当教員規程（第1条、第4条） ・ 札幌医科大学保健医療学部学生担当教員規程（第1条、第4条）
	学校教育法施行規則	
②	<p>第五十二条 学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>	※該当しない
③	<p>第五十八条 学校教育法第二百二条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>	※該当しない
④	<p>第六十六条 大学は、学校教育法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たつては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。</p>	学校教育法第九十九条に同じ
	大学設置基準	
⑤	<p>第十一条（組織的な研修等） 大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p> <p>2 大学は、学生に対する教育の充実を図るため、当該大学の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。</p> <p>3 大学は、指導補助者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 札幌医科大学 FD ポリシー ・ 札幌医科大学 FD 委員会設置要綱 ・ 北海道公立大学法人札幌医科大学職員就業規則（第35条） ・ 札幌医科大学 SD 委員会設置要綱 ・ 札幌医科大学 SD 活動実施計画 ・ R6 大学院新入生オリエンテーション次第（非公開）
	大学院設置基準	
⑥	<p>第九条の三（組織的な研修等） 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p> <p>2 大学院は、学生に対する教育の充実を図るため、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。</p> <p>3 大学院は、第十二条第二項の規定により授業科目について補助する者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。</p>	同上
	法令外の関係事項	
⑦	<p>学習成果 学生の学習成果を適切に把握する取組を行っているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学生便覧（P25～26） ・ 上記①に続く

リ 財務に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 財務の状況

本学における中期的な財政計画については、北海道からの運営費交付金や授業料、外部資金等を財源として、中期計画第8に第3期中期目標期間(2019年度～2024年度)における「予算、収支計画及び資金計画」を策定している。

この計画等において、運営費交付金は大学運営の効率化を図り、毎年度通減することとしているが、大学の根幹となる教育研究費については、同額を維持することとしている。また、計画等策定時には想定していなかった財政負担となる特殊要因については、毎年度、北海道と協議を行い、運営費交付金の増額調整といった財源確保を行っている。

さらに、授業料、入学金、外部資金等の収益は、運営費交付金とは別に自主財源として活用できる仕組みとしているほか、教育研究の質の向上等に充てることが可能な目的積立金等を有しており、教育研究に関する効果的な財政的配分が可能となっている。

また、研究活動上、重要な財源となる科学研究費等の外部資金の獲得に努めており、外部資金は各年度総額で10億円超獲得するなど、財政基盤の強化に役立っている。

なお、北海道より出資を受けた建物等に対する施設修繕等については、長期保全計画に基づいた一定ルールの下、北海道と協議を行い、施設整備費補助金として別途交付を受け、計画的な施設改修や維持管理に取り組んでいる。

また、2020年度には「経営改善方針」を策定し、財務基盤強化に向けた各種取組について具体的な目標を設定し、計画的かつ着実に取り組み、法人全体で経営改善に向けた取組を進めている。

以上のような財政的基盤の下で計画等を着実に実施し、2022年度決算で、教育・研究・診療の質の向上等に使用することのできる目的積立金及び繰越積立金は累計5,352百万円となっており、安定的な財政的基盤を確立している。

2) 教育研究環境の整備

教育研究環境の整備のため、以下のとおり必要な経費の確保に努めている。

① 科研費

第3期中期計画において、科学研究費補助金等の外部研究資金を確保するための目標を設置し、科研費申請目標件数年平均323件を公表している。

研究費の申請に向けた環境整備として、研究者対象のアンケート調査から研究者のニーズを取り入れながら、申請書作成レクチャーの開催、申請書の添削支援、相談窓口の設置等を実施し、2019年度以降は3億円を上回る科研費交付金を獲得しており(新規・継続・直接経費のみ)、外部研究資金の継続的な確保につながっている。

② 寄附金

企業からの奨学寄附金が減少傾向にあるなか、第3期中期計画期間において、個人をはじめとする寄附の主体の裾野拡大を目指している。寄附者のインセンティブ強化を目的として、寄附者氏名のホームページ掲載、感謝状贈呈、寄附者銘板の学内掲出のほか、紺綬褒章の上申や新型コロナウイルス感染症対策への寄附に対する北海道の感謝状贈呈上申等も実施している。また、寄附方法の多様化を進めるため、現金や口座振込による寄附に加え、インターネットによる寄附申込みとクレジットカード、コンビニ、電子決済サービスを活用している。さらに、寄附者への働きかけや情報発信の強化として、後援会との連携、本学ホームページ等と連動した情報発信等を行うことにより、寄附金の継続的な確保につながっている。

また、資金確保のため、クラウドファンディングを導入し、実施に向け準備を進めている。

③ 受託・共同研究

2021年4月から文部科学省及び経済産業省が策定したガイドラインに基づき研究契約に係る間接経費率を30%に改定しており、安定的な外部研究資金の獲得を図り、社会の期待に応え、イノベーション創出による新たな社会的価値を生み出していくための研究環境及び研究支援体制の維持に努めている。

④ 教育研究費の確保

教育研究において発生する各種経費については教育研究費として予算措置を行っている。2020年度予算から、教育研究費の充実による本学における教育・研究の質の向上を図るため、予算額の段階的な増額を行うことで、2022年度予算で目標としていた教員1人当たり100万円程度を達成した。

また、学長のトップマネジメントの下、優れた研究や教育改革に資する取組を支援するため、毎年度予算において学長裁量経費を確保している。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<p>大学設置基準</p> <p>第四十条の三（教育研究環境の整備） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北海道公立大学法人札幌医科大学「中期計画」令和元年度～令和6年度 ・ 財務に関する情報 ・ 中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績・令和4年度業務実績報告書 ・ 業務に関する情報（第3期中期目標期間） ・ 札幌医科大学要覧 ・ 「医の知」への支援寄附 ・ 札幌医科大学受託研究取扱規程 ・ 札幌医科大学共同研究取扱規程
	<p>大学院設置基準</p>	
②	<p>第二十二條の三（教育研究環境の整備） 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。</p>	同上

ヌ イからりまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1) ICT 環境の整備</p> <p>学生、大学院生及び教職員が利用可能なネットワーク環境を整備している。各施設には Wi-Fi 機器を整備し、自習などにも利用可能としているほか、24 時間利用可能な PC 実習室(2 室 計 187 台)を設けている。</p> <p>また、自宅や学外などから学内サービスに接続できる環境として、VPN 接続サービス等を提供しており、電子ジャーナルの学外利用環境として専用のリモートアクセスサービスを提供している。</p> <p>さらに、課題配布や資料共有を潤滑に進めるためファイル共有サービス(proself)を整備しており、大容量の資料を安全に送受信できるサービス提供を実施している。</p> <p>2) 学生支援(学習支援体制の整備)</p> <p>学生からのニーズは、学生委員会に設置する「学生支援会議」を通じて把握しており、学生の総意(意見・要望等)を踏まえ、継続的に学習支援体制の充実・改善を図っている。</p> <p>これらのニーズや札幌医科大学施設整備構想に基づく施設整備により、多くの講義が行われる教育研究棟内に学生専用の学生ホールを設けているほか、エントランスの共用スペースを活用し学生が多目的に利用可能な机・椅子を設置している。また、併設する図書館では、24 時間開館の取組や学修の用途・目的に応じたエリア分けを行っており、各学部においても、国家試験対策のため、講義室・演習室をグループ学習や自習に使用可能な部屋として貸し出すなど、多様な目的・方法に応じた学修環境の整備に努めている。</p> <p>学生の能動的・継続的な学修を促す取組として、自習室の開放やDVD、e-ラーニング等の教材を整備している。また、令和4年度からLMS(学習管理システム)であるMoodleを導入し積極的に活用することで学修効果を高めている。</p> <p>このほか、医学部においては、学生の勉学に対するモチベーション維持と大学生活を円滑に進められるよう、学生間相互のフォロー体制を構築する「学生グループ制」を設置している。情報交流や問題解決方法の一つとなるほか、4年生はリーダーシップ、5・6年生は後輩育成能力の涵養の場となる。</p>	<p>3) 学生支援(特別な支援)</p> <p>障がいのある学生からの相談に応じるため、学内に複数の窓口を設けており、修学支援が必要な場合に対策を立てる基盤を有している。障がいや疾患を抱える学生からの申し出に応じ、当該学年の関係教員及び保健管理センター、学務課が情報共有を図り、都度必要な対応を講じている。また、病気及び障がいにより修学上の合理的配慮を必要とする学生の支援に当たっては、学部として学生の修学支援を行うことが必要と判断された場合に、教員及び保健管理センター、学務課等の各関係部署が修学支援方針を策定する等の対応を行っており、全学的な取組方針について整理している。</p> <p>4) 学生支援(経済的な支援)</p> <p>2020 年4月施行の「大学等における就学の支援に関する法律」に基づき修学支援(入学金及び授業料減免)を実施しており、当該制度の対象外となった学生に対しては、本学が定める授業料減免制度により授業料の減免を実施し修学を支援している。</p> <p>授業料減免のほか、2014 年9月から本学独自の奨学金制度である「小野和子奨学金」を実施し、経済的な支援の充実を図っている。当該奨学金については貸与希望者(毎年度 5 名以内)を毎年募集し、成績優秀かつ本学独自の減免制度の対象学生に無利子で年額 60 万円を貸与しており、これまで卒業生を含む学生 30 名が当該奨学金制度を利用している。</p> <p>5) 国際交流</p> <p>国際的かつ先進的な医療の推進及びグローバルな視野を持つ人材育成を図るため、学術交流及び学生交流を推進し、国際的医療・保健の発展に寄与することを目指している。国際交流方針に基づき、フィンランド、カナダ、中国、アメリカ、韓国の大学との交流協定を結び、海外の大学や研究機関との連携を深め、積極的に学術・学生交流を進めるとともに、国際交流の拡大に向けた取組を行っている。</p> <p>また、JICAをはじめとする国際協力を進める団体などの要請を受け、海外の研修生・研究者の受入や本学研究者の派遣を行っている。</p>
<p>自己評価結果</p>	<p>以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p>
<p>優れた点</p>	<p>国の制度に加え、独自の授業料減免・奨学金を実施している。</p>
<p>改善を要する点</p>	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	関係事項	
①	ICT環境の整備 教育研究上で必要なICT環境が整備されている。	・札幌医科大学附属総合情報センター
②	学生支援 学生の学習支援に対する体制が整備され、適切に支援が行われている。	・学生便覧 ・札幌医科大学学生委員会規程
③	学生支援 特別な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	・学生便覧 (P25～26、P43) ・札幌医科大学保健管理センター規程 (第1～3条)
④	学生支援 経済的な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	・学生便覧 (P37～41) ・北海道公立大学法人札幌医科大学諸料金規則 (第6条) ・北海道公立大学法人札幌医科大学諸料金取扱要領 (第2条) ・札幌医科大学授業料減免基準 ・札幌医科大学小野和子奨学金要項 (第1条)
⑤	設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた是正・改善 設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育活動等の是正または改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を踏まえ、是正または改善に努めている。	※該当なし

Ⅱ 「基準 2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料

1) 自己分析活動の状況

<p>1 自己分析活動の方針及び体制</p> <p>本学が定める建学の精神及び理念を実現し、使命を果たすためには、自己分析活動による教育・研究・診療等諸活動の水準向上、すなわち内部質保証の推進が極めて重要である。</p> <p>その重要性に鑑み、2019年度から開始した現行の第3期中期目標・中期計画期間において、「PDCA サイクルを活用した自己点検・評価及び法人評価・認証評価の効果的かつ効率的な実施に向けて現行の評価体制の見直しによる内部質保証の充実を図るとともに、外部評価の導入等を行い、評価結果を教育研究活動や大学運営の改善等に反映させる。」ことを中期計画に掲げている。</p> <p>同計画に基づき、2020年4月に大学全体の内部質保証に責任を負う組織として内部質保証推進委員会を新たに設置し、同年10月には、教育研究等諸活動のPDCAサイクルを実効性あるものとするため、札幌医科大学内部質保証方針及び実施要領を制定した。</p> <p>さらに、2022年度からは、内部質保証システムの適切性等について検証を開始し、全学的な教学マネジメントの構築及び第4期中期計画の進捗管理徹底を目的に、内部質保証推進委員会の再編及び教育活動のPDCAサイクルを全学的に推進するための運用を2024年度より開始したところである。</p> <p>新たに制定した北海道公立大学法人内部質保証規則では、「全ての職員は、法人及び大学の理念及び目的を実現するため、内部質保証の重要性を深く認識するとともに、諸活動について不断に見直しを行い、その質の保証及び向上に努めなければならない。」と定め、基本的な考え方を示している。また、内部質保証に関する責任体制については、理事長・学長を最高責任者とし、内部質保証に責任を追う組織として内部質保証推進委員会を置くことを定めている。</p>	<p>内部質保証推進委員会は、地方独立行政法人法及び学校教育法の定めに基づく自己点検・評価により教育研究等諸活動のPDCAを推進するほか、大学機関別認証評価基準に基づく自己点検・評価も所掌している。</p> <p>以上、今般見直しを行った内部質保証システムだが、改善の余地を残しており、今後も段階的に体制や運用等の整備を進める予定としている。</p> <p>内部質保証規則に定めるとおり、内部質保証システムの有効性及び効率性を確保するため、引き続き見直しを行っていく必要がある。</p> <p>2 具体的な取組</p> <p>自己分析活動の具体的な取組事例として、教育に関してNo.1及びNo.2、研究に関してNo.3、教育研究を支える教員に関してNo.4を取り上げる。</p> <p>No.1 「授業評価アンケートの活用と教育改善」</p> <p>学生からの評価や意見に基づき、質の高い授業を実現するため授業評価を実施している。</p> <p>No.2 「卒業生における学習評価の現状分析」</p> <p>ディプロマ・ポリシーに基づく卒業生のコンピテンス（実践能力）を評価するため、卒業生及び雇用先に対し調査・分析を行っている。</p> <p>No.3 「科学研究費助成事業への申請に関する分析活動」</p> <p>若手研究者の育成や研究意欲の醸成、研究環境の整備等を推進するため、科研費への申請件数や採択件数等を分析している。</p> <p>No.4 「教員業績評価」</p> <p>教員の主体的な能力開発や教育研究活動の活性化を促し、教育研究の進展を図ることを目的として、教員の業績評価を実施している。</p>
--	---

2) 自己分析活動の取組み（目次） ※学習成果に関する分析の取組み等を1つ以上記述します

No.	タイトル	ページ数
1	授業評価アンケートの活用と教育改善【学習成果】	37
2	卒業生における学習評価の現状分析【学習成果】	38
3	科学研究費助成事業への申請に関する分析活動	39
4	教員業績評価	40
5		41

3) 自己分析活動の取組み

タイトル (No. 1)	授業評価アンケートの活用と教育改善																																																																																																																																																																																		
分析の背景	<p>本学では2012年より、「教育評価検討小委員会」を中心に、全学的取組として「授業評価アンケート」を実施している。従来はマークシートによる授業評価を行っていたが、コスト削減等を鑑み、2019年度より学生の出欠席等を管理する教務システム（学生サポートシステム）を利用した、WEB方式に切り替えるなど、運用改善に取り組んできた。これまで、各年度、セメスターごと、科目で集約し、担当教員・学生間のフィードバックを行ってきたが、2019年度に医学部においてカリキュラム改訂がなされたため、今回、中間評価を兼ねて網羅的な分析を行ったところである。今後、本アンケートにおける集計・分析方法を確立し、プログラム改善に寄与できるような活動を行うべく検討を行っているところである。</p>																																																																																																																																																																																		
分析の内容	<p>(1) 授業評価アンケートの経時的な傾向による課題の探索</p> <p>表1には学生による授業評価アンケートの経年変化を示した。Q3の板書・スライドの読みやすさ、Q8授業への意欲的な取組について、WEB調査を開始した、2019年当初は他の質問と比較して評価が低かったが、当該アンケートのフィードバック等により以降改善されているが、医学部においてはQ8の意欲的な取り組みの改善が見られず、より自己調整型学習の推進に寄与できる教育の推進など、課題が示される結果となった。しかしながら、その他の質問項目については、わずかではあるが改善傾向（数値が低下）となっている。これまでの授業評価アンケートは年度ごと、科目ごとの集計を行い、公表するにとどまっていたが、今回の分析で「ゆるやかな改善傾向」が見られたことは、教員のモチベーション向上にも繋がるものと期待される。</p> <p style="text-align: center;">表1 授業評価アンケート結果（2019～2021年の経年変化と3年間の平均）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="3"></th> <th rowspan="3">計</th> <th colspan="4">2019</th> <th colspan="4">2020</th> <th colspan="4">2021</th> </tr> <tr> <th colspan="2">前期</th> <th colspan="2">後期</th> <th colspan="2">前期</th> <th colspan="2">後期</th> <th colspan="2">前期</th> <th colspan="2">後期</th> </tr> <tr> <th>医</th> <th>保</th> <th>医</th> <th>保</th> <th>医</th> <th>保</th> <th>医</th> <th>保</th> <th>医</th> <th>保</th> <th>医</th> <th>保</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Q1 授業内容は系統的によく整理されていたか</td> <td>1.72</td> <td>1.92</td> <td>1.80</td> <td>1.87</td> <td>1.88</td> <td>1.68</td> <td>1.63</td> <td>1.71</td> <td>1.74</td> <td>1.68</td> <td>1.59</td> <td>1.73</td> <td>1.52</td> </tr> <tr> <td>Q2 説明はわかりやすかったか</td> <td>1.80</td> <td>1.95</td> <td>1.91</td> <td>1.93</td> <td>1.99</td> <td>1.73</td> <td>1.73</td> <td>1.80</td> <td>1.83</td> <td>1.80</td> <td>1.71</td> <td>1.81</td> <td>1.57</td> </tr> <tr> <td>Q3 板書やスライドの文字や数字は、読みやすかったか</td> <td>1.82</td> <td>2.00</td> <td>1.93</td> <td>1.98</td> <td>2.08</td> <td>1.74</td> <td>1.73</td> <td>1.80</td> <td>1.87</td> <td>1.86</td> <td>1.71</td> <td>1.83</td> <td>1.58</td> </tr> <tr> <td>Q4 成績評価方法について十分な説明があったか</td> <td>1.82</td> <td>2.00</td> <td>1.88</td> <td>1.95</td> <td>1.99</td> <td>1.70</td> <td>1.82</td> <td>1.83</td> <td>1.85</td> <td>1.78</td> <td>1.73</td> <td>1.76</td> <td>1.54</td> </tr> <tr> <td>Q5 授業概要（シラバス）を基本にして授業が行われていたか</td> <td>1.70</td> <td>1.88</td> <td>1.76</td> <td>1.84</td> <td>1.80</td> <td>1.67</td> <td>1.67</td> <td>1.70</td> <td>1.73</td> <td>1.61</td> <td>1.62</td> <td>1.65</td> <td>1.50</td> </tr> <tr> <td>Q6 この授業で新しい知識や技術を獲得できたと思うか</td> <td>1.67</td> <td>1.88</td> <td>1.74</td> <td>1.82</td> <td>1.78</td> <td>1.58</td> <td>1.56</td> <td>1.62</td> <td>1.69</td> <td>1.58</td> <td>1.52</td> <td>1.68</td> <td>1.41</td> </tr> <tr> <td>Q7 この授業を総合的に評価すると、あなたにとってためになる授業だったか</td> <td>1.68</td> <td>1.93</td> <td>1.79</td> <td>1.84</td> <td>1.84</td> <td>1.60</td> <td>1.56</td> <td>1.65</td> <td>1.71</td> <td>1.66</td> <td>1.52</td> <td>1.69</td> <td>1.43</td> </tr> <tr> <td>Q8 この授業に意欲的に取り組んだか</td> <td>1.87</td> <td>2.12</td> <td>1.94</td> <td>2.04</td> <td>1.97</td> <td>1.81</td> <td>1.70</td> <td>1.87</td> <td>1.84</td> <td>1.95</td> <td>1.71</td> <td>1.88</td> <td>1.62</td> </tr> <tr> <td>Q9 授業の前にこの授業に関連する予習をどのくらいしたか（1コマあたり）</td> <td>3.28</td> <td>3.30</td> <td>3.21</td> <td>3.26</td> <td>3.26</td> <td>3.48</td> <td>3.24</td> <td>3.33</td> <td>3.32</td> <td>1.78</td> <td>3.52</td> <td>3.48</td> <td>3.62</td> </tr> <tr> <td>Q10 授業の後にこの授業に関連する復習をどのくらいしたか（1コマあたり）</td> <td>2.82</td> <td>2.83</td> <td>3.01</td> <td>2.84</td> <td>2.95</td> <td>2.78</td> <td>2.87</td> <td>2.78</td> <td>2.95</td> <td>2.96</td> <td>2.96</td> <td>2.98</td> <td>3.11</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; font-size: small;">1 非常に良い（強くそう思う） 2 よい（そう思う） 3 普通 4 やや劣る（そう思わない） 5 よくない（全くそう思わない）</p> <p>また、図1に授業に対する総合満足度（Q7）の経時的な分布を示した。表1でも示されているが、平均値が3年間で医学部では1.93から1.69、保健医療学部では1.79から1.43に改善されており、昨今、本学で取り組んでいる、アクティブ・ラーニングの推進やFDを通じた教授法のセミナーや本評価、分野別評価等の第三者認証に対する取り組みなどによるものと推察される。</p> <p>(2) 授業評価アンケート実施についての課題</p> <p>2019年度以降、WEBによる調査となったが、授業の最終回終了後にWEB入力するよう、学生には周知しているものの、従来のマークシートを回収するようなものではないため、回答率の低迷が大きな問題となっている、学生にインセンティブを与えるなどの意見は出ているものの、公立大学ゆえの問題もあり、現在のところ学生・教員への周知徹底にとどまっている。</p>		計	2019				2020				2021				前期		後期		前期		後期		前期		後期		医	保	医	保	医	保	医	保	医	保	医	保	Q1 授業内容は系統的によく整理されていたか	1.72	1.92	1.80	1.87	1.88	1.68	1.63	1.71	1.74	1.68	1.59	1.73	1.52	Q2 説明はわかりやすかったか	1.80	1.95	1.91	1.93	1.99	1.73	1.73	1.80	1.83	1.80	1.71	1.81	1.57	Q3 板書やスライドの文字や数字は、読みやすかったか	1.82	2.00	1.93	1.98	2.08	1.74	1.73	1.80	1.87	1.86	1.71	1.83	1.58	Q4 成績評価方法について十分な説明があったか	1.82	2.00	1.88	1.95	1.99	1.70	1.82	1.83	1.85	1.78	1.73	1.76	1.54	Q5 授業概要（シラバス）を基本にして授業が行われていたか	1.70	1.88	1.76	1.84	1.80	1.67	1.67	1.70	1.73	1.61	1.62	1.65	1.50	Q6 この授業で新しい知識や技術を獲得できたと思うか	1.67	1.88	1.74	1.82	1.78	1.58	1.56	1.62	1.69	1.58	1.52	1.68	1.41	Q7 この授業を総合的に評価すると、あなたにとってためになる授業だったか	1.68	1.93	1.79	1.84	1.84	1.60	1.56	1.65	1.71	1.66	1.52	1.69	1.43	Q8 この授業に意欲的に取り組んだか	1.87	2.12	1.94	2.04	1.97	1.81	1.70	1.87	1.84	1.95	1.71	1.88	1.62	Q9 授業の前にこの授業に関連する予習をどのくらいしたか（1コマあたり）	3.28	3.30	3.21	3.26	3.26	3.48	3.24	3.33	3.32	1.78	3.52	3.48	3.62	Q10 授業の後にこの授業に関連する復習をどのくらいしたか（1コマあたり）	2.82	2.83	3.01	2.84	2.95	2.78	2.87	2.78	2.95	2.96	2.96	2.98	3.11
	計			2019				2020				2021																																																																																																																																																																							
				前期		後期		前期		後期		前期		後期																																																																																																																																																																					
		医	保	医	保	医	保	医	保	医	保	医	保																																																																																																																																																																						
Q1 授業内容は系統的によく整理されていたか	1.72	1.92	1.80	1.87	1.88	1.68	1.63	1.71	1.74	1.68	1.59	1.73	1.52																																																																																																																																																																						
Q2 説明はわかりやすかったか	1.80	1.95	1.91	1.93	1.99	1.73	1.73	1.80	1.83	1.80	1.71	1.81	1.57																																																																																																																																																																						
Q3 板書やスライドの文字や数字は、読みやすかったか	1.82	2.00	1.93	1.98	2.08	1.74	1.73	1.80	1.87	1.86	1.71	1.83	1.58																																																																																																																																																																						
Q4 成績評価方法について十分な説明があったか	1.82	2.00	1.88	1.95	1.99	1.70	1.82	1.83	1.85	1.78	1.73	1.76	1.54																																																																																																																																																																						
Q5 授業概要（シラバス）を基本にして授業が行われていたか	1.70	1.88	1.76	1.84	1.80	1.67	1.67	1.70	1.73	1.61	1.62	1.65	1.50																																																																																																																																																																						
Q6 この授業で新しい知識や技術を獲得できたと思うか	1.67	1.88	1.74	1.82	1.78	1.58	1.56	1.62	1.69	1.58	1.52	1.68	1.41																																																																																																																																																																						
Q7 この授業を総合的に評価すると、あなたにとってためになる授業だったか	1.68	1.93	1.79	1.84	1.84	1.60	1.56	1.65	1.71	1.66	1.52	1.69	1.43																																																																																																																																																																						
Q8 この授業に意欲的に取り組んだか	1.87	2.12	1.94	2.04	1.97	1.81	1.70	1.87	1.84	1.95	1.71	1.88	1.62																																																																																																																																																																						
Q9 授業の前にこの授業に関連する予習をどのくらいしたか（1コマあたり）	3.28	3.30	3.21	3.26	3.26	3.48	3.24	3.33	3.32	1.78	3.52	3.48	3.62																																																																																																																																																																						
Q10 授業の後にこの授業に関連する復習をどのくらいしたか（1コマあたり）	2.82	2.83	3.01	2.84	2.95	2.78	2.87	2.78	2.95	2.96	2.96	2.98	3.11																																																																																																																																																																						
自己評価	<p>WEB回答に移行した3年間の授業評価アンケートであること、マークシートで行っていたときの質問項目と大幅に変更を加えたこともあり、まだprimitiveなものである。本学では、この評価とは別に学生調査（学習行動調査）等を行っているため、今後は学内IR部門や関連委員会と連携した調査、情報共有を推進することとした。また、2023年度よりアンケート項目の微修正を行ったところであるが、回収率と合わせ、全学的な取り組みとして、学生・教員への周知徹底を行いたい。</p>																																																																																																																																																																																		
関連資料	「学生による授業評価」実施要領（非公開）																																																																																																																																																																																		

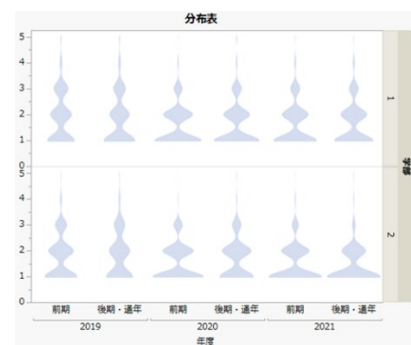


図1 授業評価アンケート（Q7 総合評価）の評価分布（学部1：医学部、学部2：保健医療学部）

タイトル (No. 2)	卒業生における学習評価の現状分析
分析の背景	本学卒業生のディプロマ・ポリシーに基づくコンピテンス（実践能力）を客観的かつ定量的な指標で評価するため、医療人育成センター統合 IR 部門及び保健医療学部において、卒業生の雇用先に対し、コンピテンスの達成状況について調査・分析を行った。
分析の内容	<p> 医学部卒業生の研修先である学外病院（道内 39 施設）の主に管理職を対象とした雇用先調査[2020 年（回収率 60%）、2021 年（同 38%）、2022 年（同 45%）実施]結果の推移を図 1 に示す。また、保健医療学部卒業生の就職先である病院等（86 施設：2018 年、71 施設：2023 年）の主に管理職を対象とした雇用先調査[2018 年（回収率 67.4%）、2023 年（同 60.2%）実施]の結果を図 2 に示す。 </p> <p> 医学部卒業生のコンピテンスについては、特にコミュニケーション能力は高いと評価される一方、科学的探究と国際貢献がやや低く評価された。【図 1】 </p> <p> 保健医療学部卒業生のコンピテンスについては、「(11)患者との良好な対人関係を築くことができる」、「(14)自ら学ぶ姿勢や向上心を持っている」が高く評価され、「(5)国際的な広い視野を有している」が低く評価された。【図 2】5 年間の推移では、18 項目中 13 項目において得点が上昇していた。 </p> <p> 【図 1】医学部卒業生 雇用先調査（2020 年・2021 年・2022 年の結果の推移） </p> <p> 【図 2】保健医療学部卒業生 雇用先調査（2018・2023 年の結果） </p>
自己評価	<p> 経年変化データのほか他大学卒業生との比較データも収集している。また、雇用先調査に加えて卒業生による自己評価調査も行っており、複数の視点から教育改善に資するデータを得ることができている。さらに、在学生調査も行っており低評価を受けたコンピテンス向上のためデータ収集している。各種調査結果は、教学 IR データブック及び総合教育評価調査報告書として各学部の教務委員会や教授会等に報告し学内に共有している。今後、統合 IR 部門を中心に、調査方法の更なる改善や回収率向上等の検討を行い、継続的かつ効果的な調査・分析を行う。 </p>
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・教学 IR データブック 2022 ・2018 年度保健医療学部総合教育評価調査報告書、2023 年度保健医療学部卒業生雇用者調査報告書

タイトル (No. 3)	科学研究費助成事業への申請に関する分析活動																																																																																																						
分析の背景	<p> 本学では、第三期中期計画において「若手研究者の育成に向け、科学研究費補助金、財団が公募する研究助成金等の採択数の増加につながる研究意欲の醸成と質の高い研究環境の整備を推進する」こととしているため、科研費への申請件数、採択件数などを分析し、とりわけ若手研究者において科研費に申請しやすい環境整備に努める必要がある。 </p>																																																																																																						
分析の内容	<p> 本学では、毎年5月1日時点での当該年度科研費の申請件数、採択件数及び採択率等の情報を収集している。2013年度からの5年間では申請件数が平均297件、採択率25.6%のところ、直近の5年間においては、申請件数が平均282件に下がっているものの採択率は平均30.6%と増加している。 </p> <p> なお、科研費の申請・採択状況については、附属産学・地域連携センター及び研究支援課において、5月1日時点での状況を分析し、各教授会において報告している。 </p> <div data-bbox="367 672 1484 1041" style="text-align: center;"> <table border="1" style="margin: 0 auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>2013年度</th> <th>2014年度</th> <th>2015年度</th> <th>2016年度</th> <th>2017年度</th> <th>2018年度</th> <th>2019年度</th> <th>2020年度</th> <th>2021年度</th> <th>2022年度</th> <th>2023年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>■ 申請件数</td> <td>322</td> <td>282</td> <td>292</td> <td>300</td> <td>290</td> <td>276</td> <td>284</td> <td>262</td> <td>306</td> <td>278</td> <td>279</td> </tr> <tr> <td>■ 採択件数</td> <td>75</td> <td>79</td> <td>71</td> <td>77</td> <td>78</td> <td>77</td> <td>97</td> <td>87</td> <td>86</td> <td>85</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>— 採択率(本学)</td> <td>23.3%</td> <td>28.0%</td> <td>24.3%</td> <td>25.7%</td> <td>26.9%</td> <td>27.9%</td> <td>34.2%</td> <td>33.2%</td> <td>28.1%</td> <td>30.6%</td> <td>26.9%</td> </tr> <tr> <td>— 採択率(全国平均)</td> <td>20.8%</td> <td>21.3%</td> <td>28.5%</td> <td>26.4%</td> <td>25.0%</td> <td>24.9%</td> <td>28.4%</td> <td>27.4%</td> <td>27.9%</td> <td>28.6%</td> <td>27.5%</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p> 2019年度から始まった第三期中期計画においては、科研費の申請件数の目標値を323件（第二期中期計画期間の申請件数平均値×1.1）と設定し、附属産学・地域連携センターを中心に、主に若手研究者を対象に科研費に申請しやすい環境の整備に取り組んでいる。その一環として、従来から実施していた申請書作成に関するレクチャーの開催に加え、申請書添削支援を2019年度から開始した。 </p> <p> 添削支援実施済み申請書の採択率は、未実施の申請書の採択率をおおむね上回っていることから、申請書添削支援は採択率向上の一端を担っていると考えられる。 </p> <p> また、2023年度から科研費相談窓口を新たに設置し、より申請しやすい環境づくりを進めている。 </p> <table border="1" style="margin: 0 auto;"> <thead> <tr> <th>年度 (申請年度)</th> <th>2019年度 (2018年度)</th> <th>2020年度 (2019年度)</th> <th>2021年度 (2020年度)</th> <th>2022年度 (2021年度)</th> <th>2023年度 (2022年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申請件数</td> <td>284件</td> <td>262件</td> <td>306件</td> <td>278件</td> <td>279件</td> </tr> <tr> <td> うち採択件数</td> <td>97件</td> <td>87件</td> <td>86件</td> <td>85件</td> <td>75件</td> </tr> <tr> <td> 採択率</td> <td>34.2%</td> <td>33.2%</td> <td>28.1%</td> <td>30.6%</td> <td>26.9%</td> </tr> <tr> <td>申請書添削支援件数</td> <td>21件</td> <td>33件</td> <td>48件</td> <td>62件</td> <td>53件</td> </tr> <tr> <td> うち採択件数</td> <td>8件</td> <td>13件</td> <td>12件</td> <td>20件</td> <td>14件</td> </tr> <tr> <td> 採択率</td> <td>38.1%</td> <td>39.4%</td> <td>25.0%</td> <td>32.3%</td> <td>26.4%</td> </tr> </tbody> </table>		2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	■ 申請件数	322	282	292	300	290	276	284	262	306	278	279	■ 採択件数	75	79	71	77	78	77	97	87	86	85	75	— 採択率(本学)	23.3%	28.0%	24.3%	25.7%	26.9%	27.9%	34.2%	33.2%	28.1%	30.6%	26.9%	— 採択率(全国平均)	20.8%	21.3%	28.5%	26.4%	25.0%	24.9%	28.4%	27.4%	27.9%	28.6%	27.5%	年度 (申請年度)	2019年度 (2018年度)	2020年度 (2019年度)	2021年度 (2020年度)	2022年度 (2021年度)	2023年度 (2022年度)	申請件数	284件	262件	306件	278件	279件	うち採択件数	97件	87件	86件	85件	75件	採択率	34.2%	33.2%	28.1%	30.6%	26.9%	申請書添削支援件数	21件	33件	48件	62件	53件	うち採択件数	8件	13件	12件	20件	14件	採択率	38.1%	39.4%	25.0%	32.3%	26.4%
	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度																																																																																												
■ 申請件数	322	282	292	300	290	276	284	262	306	278	279																																																																																												
■ 採択件数	75	79	71	77	78	77	97	87	86	85	75																																																																																												
— 採択率(本学)	23.3%	28.0%	24.3%	25.7%	26.9%	27.9%	34.2%	33.2%	28.1%	30.6%	26.9%																																																																																												
— 採択率(全国平均)	20.8%	21.3%	28.5%	26.4%	25.0%	24.9%	28.4%	27.4%	27.9%	28.6%	27.5%																																																																																												
年度 (申請年度)	2019年度 (2018年度)	2020年度 (2019年度)	2021年度 (2020年度)	2022年度 (2021年度)	2023年度 (2022年度)																																																																																																		
申請件数	284件	262件	306件	278件	279件																																																																																																		
うち採択件数	97件	87件	86件	85件	75件																																																																																																		
採択率	34.2%	33.2%	28.1%	30.6%	26.9%																																																																																																		
申請書添削支援件数	21件	33件	48件	62件	53件																																																																																																		
うち採択件数	8件	13件	12件	20件	14件																																																																																																		
採択率	38.1%	39.4%	25.0%	32.3%	26.4%																																																																																																		
自己評価	<p> 申請書添削支援は、採択率の増加に一定の効果をもたらしたと考える。今後も引き続き若手研究者が科研費に申請しやすい環境整備に努める。 </p>																																																																																																						
関連資料	<p> 文部科学省科学研究費助成事業 新規採択分・内定状況（種目別）（非公開） </p>																																																																																																						

タイトル (No. 4)	教員業績評価																																								
分析の背景	<p>本学では、教員個々の活動について評価を行うことにより、教員の主体的な能力開発や教育、研究などの活動の活性化を促し、教育研究の進展を図ることを目的として、2008年度から教員の業績評価を実施してきた。評価結果は、任期制が適用される教員の再任判定の評価項目として反映している。なお、評価項目や評価基準が曖昧であり、統一的な評価が困難であることから、全学的に評価項目・評価基準の見直しを行い、2022年度から新基準による評価を開始した。</p>																																								
分析の内容	<p>○評価基準の見直しに係る検討体制</p> <p>教育研究評議会において全学共通の検討方針を策定するとともに、医学部長、保健医療学部長、医療人育成センター長を構成員に含む「任期制・業績評価制度検討WG」を設置。同WGを中心に各学部等において具体的な評価基準案を作成し、各学部等の教授会の承認を得て、教育研究評議会において新評価基準を決定した。</p> <p>○業績評価制度の運用体制</p> <p>(1) 評価項目・評価基準</p> <p>教員選考規程や法人の中期目標に基づき、「教育活動」「研究活動」「診療活動/入試関連活動・情報解析関連活動」「大学管理運営活動」「地域連携・社会貢献活動」の5つの領域に分け、領域ごとに評価基準を設けている。</p> <p>(2) 評価手順</p> <p>全教員は、年度初めに一次評価者と面談のうえ自己目標を立て、年度末に実績を提出する。目標及び実績値は、評価基準や学部・専門領域の違いによる重み付けに基づき数値化され、「年間活動実績集計票（以下、集計票）」の形で全教員にフィードバックされる。一次評価者は、集計票に記載された数値等を総合的に判断し5段階評価により評価を行う。任期付き教員については、一次評価に加えて、教育研究評議会に設置された再任判定審査委員会において二次評価を行っている。</p> <p>(3) 業績データ収集・配付のプログラム構築</p> <p>安全かつ効率的なデータ収集を行うため、医療人育成センター統合IR部門（以下、統合IR部門）のwebアンケート機能により実施することとした。また、統合IR部門で構築したプログラムにより、入力されたデータの計算結果を電子ファイルに変換し、全教員へ自動でメール配付することとした。</p> <p>○新制度による実施結果（2024年3月実施）</p> <p>※対象者には医学部長、保健医療学部長、医療人育成センター長を含む。</p> <table border="1" data-bbox="316 1305 1378 1496"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象者数</th> <th>評価5</th> <th>評価4</th> <th>評価3</th> <th>評価2</th> <th>評価1</th> <th>評価不可</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医学部</td> <td>314</td> <td>86</td> <td>145</td> <td>77</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>保健医療学部</td> <td>64</td> <td>7</td> <td>53</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>医療人育成センター</td> <td>23</td> <td>3</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>401</td> <td>99</td> <td>207</td> <td>90</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「評価不可」は業績未提出のため評価不可となった教員数。</p> <p>○継続的な制度の見直し</p> <p>全教員が目標・業績をweb上から提出する際に、制度に関する意見を集約することとしている。寄せられた意見や、統合IR部門での分析を含めた実施結果を「任期制・業績評価制度検討WG」において共有し、引き続き制度のブラッシュアップを図っていく。</p>	対象者数		評価5	評価4	評価3	評価2	評価1	評価不可	医学部	314	86	145	77	3	2	1	保健医療学部	64	7	53	4	0	0	0	医療人育成センター	23	3	9	9	2	0	0	合計	401	99	207	90	5	2	1
対象者数		評価5	評価4	評価3	評価2	評価1	評価不可																																		
医学部	314	86	145	77	3	2	1																																		
保健医療学部	64	7	53	4	0	0	0																																		
医療人育成センター	23	3	9	9	2	0	0																																		
合計	401	99	207	90	5	2	1																																		
自己評価	<p>一次評価者による被評価者へのフィードバックに加えて、統合IR部門において構築したプログラムを用いることで評価点が記載された集計票を教員個々に電子ファイルにより配付可能となり、自身が到達度を把握することができる仕組みになっている。また、実績に対するフィードバックを踏まえて、教育・研究・診療等の質の向上につながる改善策を盛り込んだ目標設定を行うことで、継続的に教員の資質向上を図ることができている。</p>																																								
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・再任判定・業績評価の概要（非公開） ・業績評価の流れ（非公開） 																																								

タイトル (No. 5)	
分析の背景	
分析の内容	
自己評価	
関連資料	

Ⅲ 「基準 3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料

1) 特色ある教育研究の状況

<p> 本学は1950年の開学以来、これまで多くの医療人を育成するとともに、先進医学・保健医療学の研究や高度先進医療の提供、さらには地域への医師派遣等を通じて、北海道の医療・保健・福祉の充実・発展に貢献してきた。 </p> <p> 近年、北海道においては、全国を上回るスピードで人口減少や高齢化が進行しており、医療ニーズの質的变化や地域における医療従事者不足・偏在等、様々な医療課題を抱えている。 </p> <p> このような状況の中、北海道唯一の公立医療系総合大学である本学が果たすべき役割は極めて重要であり、今後も「進取の精神と自由闊達な気風」及び「医学・医療の攻究と地域医療への貢献」という建学の精神の下、健康長寿社会の実現に向けて、北海道の地域医療の確保や道民の健康の維持増進に貢献し、道民の誇りとなる大学であり続ける必要がある。 </p> <p> これらの役割とともに建学の精神及び理念を実現し、今後さらに本学の特色を進展させるための重要な取組を4つ取り上げる。 </p> <p> No.1 「学部横断の多職種連携教育を兼ねた地域医療早期体験実習（地域医療合同セミナー）」 </p> <p> 建学の精神の一つである「地域医療への貢献」を実現するため、2008年度より「地域医療合同セミナー」を開講している。 </p> <p> 本科目は地域医療に対する理解と地域医療に欠かせないチーム連携能力を身につけるため、医学部と保健医療学部の学生が合同で地域に滞在して医療実習を行い、地域との相互理解を図るとともに、地域医療に従事する使命感を育てる1～4年次までの積み上げ式の教育である。 </p>	<p> No.2 「MD-PhD プログラムによるリサーチマインドの醸成」 </p> <p> 建学の精神の一つである「医学・医療の攻究」を実現するため、全国の大学に先駆けて、2005年度から基礎医学研究者や研究医を目指す医学部生を対象に、大学院医学研究科にMD-PhDプログラムを導入している。 </p> <p> 早期から医学研究に参加する機会を提供することで、学生のリサーチマインドを醸成している。 </p> <p> No.3 「北海道におけるがん専門医療人材（がんプロフェッショナル）養成の取組」 </p> <p> 「道民に対する医療サービスの向上」という理念に基づき、北海道におけるがん専門医療人材の養成を行っている。 </p> <p> 2017年より本学が代表校として北海道内の複数の医療系大学と連携の上、「人と医を紡ぐ北海道がん医療人材養成プラン」事業を実施し、大学院におけるがん研究コース等の設置や医療従事者向けのセミナー等の開催により、がん専門医療人材の養成に努めている。 </p> <p> No.4 北海道の地域医療を支える人材育成のためのキャリア支援 </p> <p> 地域における道民の安心・安全な医療を支えることは本学の重要な使命であり、地域医療に貢献する医療者を育成するため、医師・看護師・理学療法士・作業療法士それぞれの職種に応じたキャリア支援に取り組んでいる。 </p>
---	--

2) 特色ある教育研究の取組み（目次）

No.	タイトル	ページ数
1	学部横断の多職種連携教育を兼ねた地域医療早期体験実習（地域医療合同セミナー）	45
2	MD-PhD プログラムによるリサーチマインドの醸成	46
3	北海道におけるがん専門医療人材（がんプロフェッショナル）養成の取組	47
4	北海道の地域医療を支える人材育成のためのキャリア支援	48
5		49

3) 特色ある教育研究の取組み

タイトル (No. 1)	学部横断の多職種連携教育を兼ねた地域医療早期体験実習（地域医療合同セミナー）										
取組の概要	<p>2005（平成 17）年度より多職種連携教育（interprofessional education：IPE）を、3 学年の地域滞在実習を含めた地域医療教育のなかに 6 か月間のコースとして取り入れ、その後、2008（平成 20）年度には 1 学年から 4 学年前期までの 3 年半、継続的一貫教育を立ち上げた。本教育により学生の地域への関心が深まり、卒後に率先して地域で働く医療者の数が増大し、地域の発展につながることを期待したものであり、4 学科(医学、看護、理学療法、作業療法)合同の IPE により地域医療教育を展開する本教育は本学の特徴的な教育の一つである。</p>										
取組の成果	<p>本教育では学内での講義・演習に加え、1～3 学年の各学年で地域滞在での実習（夏休み期間）が組まれている。学内での教育は、学内教員による講義と演習のほか、地域の専門職（医師、看護師、保健師、福祉職員、行政職員など）に講師を招請し、講義や演習の協力をお願いしている。学生にとっては、地域医療に必要な連携、地域医療の課題、地域での暮らしなどの現状を理解する機会となり、地域滞在実習前の準備となる。</p> <p>地域滞在実習は道東（別海町、中標津町、釧路市、根室市など）、道北（留萌市、羽幌町、利尻島）の医療・福祉施設、および地元の経済を支える産業施設において行われる（図 1、図 2）。地域に密着した医療・福祉施設の役割や様々な課題を理解するうえで、地域住民の生活を知らなくてはならない。また、多職種連携能力（パートナーシップ）を育成することも本教育の目的の一つである。学生の多くは大都市出身で、地域の住民の生活との違いを初めて認識する者も多い。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;"> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;"> 1 学年： 地域医療基礎実習 </td> <td style="width: 33%;"> 2 学年： 健康教育セミナー／メディカル・カフェ（一次予防教育実践） </td> <td style="width: 33%;"> 3 学年： 専門職種連携実践 </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </div> <div style="width: 45%;">  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="width: 45%;"> <p>図 1 早期地域実習の様子</p> <p>表 1 第 3 学年多職種連携アンケート（抜粋）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1. 医師の仕事を理解しているか？ 2. 看護師の仕事を理解しているか？ 3. 作業療法士の仕事を理解しているか？ 4. 理学療法士の仕事を理解しているか？ 5. 他の専門職への関心をもつ機会になったか？ 6. 自分の専門性を振返る機会になったか？ 7. 自分の考えを他学科にうまく伝えることができたか？ 8. 他学科の学生の考えをよく聞き入れることができたか？ </td> </tr> </table> </div> <div style="width: 45%;"> <p>図 2 早期地域実習の場所と距離</p> <p>3 学年の学生に対して、独自のアンケート（20 質問項目）を作成し実習の前後でビジュアルアナログスケールを用いた評価を実施してきた（表 1）。その結果、他職種への理解の深化、専門職種間のコミュニケーション能力向上、地域医療従事への動機づけの向上が認められた。なお 2020 年度以降は新型コロナウイルス感染症流行の影響を受け、対面での実施を中止し、代替としてオンラインフォーラムを実施した。現地での体験がないため、授業後アンケートでは、実感がわかないといった者が散見された一方、バーチャルに各地域の比較ができ、地域の特性や文化の違いを学ぶことができたという肯定的な意見もあり、2023 年度からは、実習を一部再開するにあたり、オンライン併用のハイブリッド実習を実施している。2024 年度も同様の実習を行い、中間評価を行う予定である。</p> </div> </div>	1 学年： 地域医療基礎実習	2 学年： 健康教育セミナー／メディカル・カフェ（一次予防教育実践）	3 学年： 専門職種連携実践							<ol style="list-style-type: none"> 1. 医師の仕事を理解しているか？ 2. 看護師の仕事を理解しているか？ 3. 作業療法士の仕事を理解しているか？ 4. 理学療法士の仕事を理解しているか？ 5. 他の専門職への関心をもつ機会になったか？ 6. 自分の専門性を振返る機会になったか？ 7. 自分の考えを他学科にうまく伝えることができたか？ 8. 他学科の学生の考えをよく聞き入れることができたか？
1 学年： 地域医療基礎実習	2 学年： 健康教育セミナー／メディカル・カフェ（一次予防教育実践）	3 学年： 専門職種連携実践									
											
											
<ol style="list-style-type: none"> 1. 医師の仕事を理解しているか？ 2. 看護師の仕事を理解しているか？ 3. 作業療法士の仕事を理解しているか？ 4. 理学療法士の仕事を理解しているか？ 5. 他の専門職への関心をもつ機会になったか？ 6. 自分の専門性を振返る機会になったか？ 7. 自分の考えを他学科にうまく伝えることができたか？ 8. 他学科の学生の考えをよく聞き入れることができたか？ 											
自己評価	<p>現行の実習体制は 2008 年（平成 20 年）から続いているため、いわゆる「マンネリ」感が否めない。医学教育モデル・コア・カリキュラムが令和 4 年度に改定され、多職種連携能力（IP）、社会における医療の役割の理解（SO）が強化された。また、令和 5 年度からの医師法改正に伴い、診療参加型臨床実習が医師法に基づくものになったことを受けて、低学年からの Practice-based learning としての地域実習の発展的な改変が求められる。</p>										
関連資料	<p>大学案内 LEAP 2024、札幌医科大学概要 2024、令和 5 年度地域医療合同セミナー1～3、医学概論・医療総論 3 学生レポート集（非公開）</p>										

タイトル (No. 2)	MD-PhD プログラムによるリサーチマインドの醸成																																				
取組の概要	<p>本学の MD-PhD プログラムは、医学部生に早期から医学研究に参加する機会を提供することで、医学部生のリサーチマインドの醸成を目的とし、全国の大学に先駆けて、平成 17 (2005) 年度から基礎医学研究者や研究医を目指す医学部生を対象に、大学院医学研究科に本プログラムを導入している。</p>																																				
取組の成果	<p>(1) 本学の MD-PhD プログラムの内容</p> <p>研究医育成の基盤としての MD-PhD プログラムは、医学研究者を目指す学生にとって有利なプログラムで、大学院教育を医学部在籍時から開始し、医学部第 2 学年から基礎研究に携わることができる。優れた研究指導者のもと最先端の医学研究に早期から関わることで、医学研究に必要な論理的思考力や考察力、研究技術を身に付けることができる。本プログラムは、前期と後期に分けられ、前期プログラムを医学部在学期間に履修し、博士課程の 1 年間として扱う。その後、大学院専任期間に後期プログラムをそれぞれ修めるが、後期プログラムで基礎系に進むことで、通常は修業期間が 4 年かかる大学院博士課程を 3 年で修了することができる。</p> <p>本プログラムを履修する学生は、動物実験施設、教育研究機器センター・ラジオアイソトープ部門 (RI 部門) などの研究施設を大学院生と同様に使用することができ、先端的研究を進めることができる。</p> <p>(2) 履修生の推移等</p> <p>近年の本プログラムの新規履修生数は例年 20 人前後で推移しており、毎年一定数、新規に履修を開始する学生がいる。また、MD-PhD プログラム在籍者数は 60 人前後で推移し、前期プログラムを修了する者は、令和元 (2019) 年から令和 5 (2023) 年までの平均で、年 9 名となっている。前期プログラム修了後の進路は、臨床系に進む場合も多い中、再び後期プログラムを開始する学生もおり、平成 24 (2012) 年から平均すると、年に 1 名程度の後期プログラム修了者がいる。</p> <p>(3) MD-PhD プログラム履修生による学会発表</p> <p>本学では本プログラム履修生 (医学部生) が、筆頭演者として学会発表等を行う場合などに、旅費等の経費を一部助成しており、研究活動の効果的推進と研究遂行能力の育成を図っている。例年、一定数の学生が筆頭演者として学会発表に参加している。</p> <p>また、本プログラム履修生の研究は、学会賞の受賞や、学術雑誌や専門教科書に掲載されるなど、履修学生の今後の活躍に期待が集まっている。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="943 618 1401 987"> <p>MD-PhDプログラム履修生 新規履修者数 (単位：人)</p> <table border="1"> <tr><th>年</th><td>2019年</td><td>2020年</td><td>2021年</td><td>2022年</td><td>2023年</td></tr> <tr><th>人数</th><td>23</td><td>30</td><td>14</td><td>23</td><td>21</td></tr> </table> </div> <div data-bbox="943 999 1401 1368"> <p>MD-PhDプログラム履修生 在籍数 (単位：人)</p> <table border="1"> <tr><th>年</th><td>2019年</td><td>2020年</td><td>2021年</td><td>2022年</td><td>2023年</td></tr> <tr><th>人数</th><td>65</td><td>70</td><td>73</td><td>71</td><td>69</td></tr> </table> </div> <div data-bbox="943 1391 1401 1783"> <p>MD-PhDプログラム履修生学 会発表件数 (筆頭演者)</p> <table border="1"> <tr><th>年</th><td>2019年</td><td>2020年</td><td>2021年</td><td>2022年</td><td>2023年</td></tr> <tr><th>件数</th><td>9</td><td>0</td><td>8</td><td>12</td><td>19</td></tr> </table> </div> </div>	年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	人数	23	30	14	23	21	年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	人数	65	70	73	71	69	年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	件数	9	0	8	12	19
年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年																																
人数	23	30	14	23	21																																
年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年																																
人数	65	70	73	71	69																																
年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年																																
件数	9	0	8	12	19																																
自己評価	<p>MD-PhD プログラムを全国に先駆けて導入し、毎年一定数の履修生を確保しており、学生が取り組んだ研究成果は学会で発表されている。また、基礎医学研究で培った専門知識や見識は、臨床医学の道に進んでも、応用の幅を広げるものであり、本プログラムは将来の本学医学部及び大学院の基盤を支える人材育成に繋がっている。</p>																																				
関連資料	MD-PhD プログラム																																				

タイトル (No. 3)	北海道におけるがん専門医療人材（がんプロフェッショナル）養成の取組																
取組の概要	<p>道民に対する医療サービスの向上という理念に基づき、北海道におけるがん専門医療人材の養成のため、2023年より本学が代表校として北海道大学、旭川医科大学、北海道医療大学と連携し、「地域に貢献する北海道がんプロ養成プラン」事業を実施している。（2023年度文部科学省補助事業「次世代のがんプロフェッショナル養成プラン」採択）</p> <p>大学院におけるがん研究コース等の設置や医療従事者向けのセミナー等の開催により、がん専門医療人材の養成に努めている。2021年度の第3期がんプロ補助事業終了時には、文部科学省から補助事業採択11拠点中唯一のS評価を獲得し、2023年度からの第4期がんプロも採択され事業を継続している。</p>																
取組の成果	<p>1 運営体制</p> <p>(1) がん専門医療人材養成ボード</p> <p>当該事業を運営するにあたり、事業推進代表者を学長、事業推進責任者を医学研究科長、本学及び連携大学から選出された当事業担当教員を委員とした「がん専門医療人材養成ボード」を設置した。年に2回「がん専門医療人材養成ボード」を開催し、本事業の運営やプログラム内容等の見直しを行った。</p> <p>(2) がん専門医療人材（がんプロフェッショナル）養成プラン評価委員会</p> <p>北海道、職能団体、連携病院、患者団体代表等、男女双方から構成される「評価委員会」を設置し、毎年度、本事業の進捗やプログラム内容などに関して客観的な評価を受けた。評価結果は年度当初に開催する「がん専門医療人材養成ボード」において各大学と共有し、次年度の事業計画の改善に役立てた。</p> <p>2 事業実施概要</p> <p>(1) がん研究コース、がん遺伝カウンセリングコースの設置</p> <p>大学院医学研究科博士課程に「がん研究コース」を、修士課程に「がん遺伝カウンセリングコース」を設置し、「がんゲノム医療」、「小児/AYA（思春期・若年成人）世代におけるがん診療」、「ライフステージに応じたがん診療」に対応できる人材や、遺伝カウンセラーを目指す人材を養成した。</p> <p>(2) インテンシブ・コース、地域セミナー</p> <p>本学附属病院に勤務する医療従事者を対象に、短期間で集中的に学ぶインテンシブ・コースを設置し、ゲノム医学の基礎医学的知見や当院におけるがんゲノム医療体制を学ぶ勉強会を開催した。また、道内の地域がん診療連携拠点病院と連携し、医療従事者向けにがん医療に関する専門知識を学ぶ「地域セミナー」を年1回開催した。</p> <p>(3) 市民公開講座</p> <p>一般市民に最新のがん治療やがん予防等を解説する「市民公開講座」を年1回以上開催している。コロナ禍では本学公式YouTubeに動画配信することにより開催したが、2023年度は対面にて開催した。</p> <p>3 取組の成果</p> <table border="1" data-bbox="368 1447 1476 1641"> <tr> <td>がん研究コース履修者数</td> <td>88名</td> <td>2017年度～2023年度</td> </tr> <tr> <td>がん遺伝カウンセリングコース履修者数</td> <td>18名</td> <td>2019年度～2023年度</td> </tr> <tr> <td>インテンシブ・コース養成人数</td> <td>882名</td> <td>2017年度～2023年度</td> </tr> <tr> <td>地域セミナー参加者数</td> <td>382名</td> <td>2017年度～2023年度</td> </tr> <tr> <td>市民公開講座参加者数/動画視聴回数</td> <td>645名/1,723回</td> <td>2017年度～2023年度</td> </tr> </table> <p>取組成果を広く公表するため、教育コース修了生の診療先病院及び勤務先、道内のがん診療連携拠点病院への派遣医師数をマップ上に色分けした「北海道がんプロマップ」、及び、がん研究コース履修生の研究実績をホームページにおいて公開した。</p>		がん研究コース履修者数	88名	2017年度～2023年度	がん遺伝カウンセリングコース履修者数	18名	2019年度～2023年度	インテンシブ・コース養成人数	882名	2017年度～2023年度	地域セミナー参加者数	382名	2017年度～2023年度	市民公開講座参加者数/動画視聴回数	645名/1,723回	2017年度～2023年度
がん研究コース履修者数	88名	2017年度～2023年度															
がん遺伝カウンセリングコース履修者数	18名	2019年度～2023年度															
インテンシブ・コース養成人数	882名	2017年度～2023年度															
地域セミナー参加者数	382名	2017年度～2023年度															
市民公開講座参加者数/動画視聴回数	645名/1,723回	2017年度～2023年度															
自己評価	<p>関係する診療科、連携大学、道内の地域がん診療連携拠点病院の協力を得て、がん医療に関する高度な教育を提供できていることから、北海道のがん医療の現場を担う人材を育成し、延いては道民に対する医療サービスの向上に繋がっている。</p>																
関連資料	<p>次世代のがんプロフェッショナル養成プラン（文部科学省ホームページ） 北海道がんプロマップ 地域に貢献する北海道がんプロ養成プラン</p>																

タイトル (No. 4)	北海道の地域医療を支える人材育成のためのキャリア支援																								
取組の概要	地域における道民の安心・安全な医療を支えることは本学の使命であり、地域医療に貢献する医療者を育成するため、医師・看護師・理学療法士・作業療法士のキャリア支援に取り組んでいる。																								
取組の成果	<p>1) 医師のキャリア支援</p> <p>道内における医学・医療の中核的役割を果たす医師を養成するため、卒後臨床研修プログラム及び全ての基本領域の専門研修プログラムを設けている。専門研修プログラムは入試枠と連動しており、医学部学生キャリア形成支援委員会が毎年発行する冊子「札幌医科大学 北海道の医療を担う医師育成プログラム」(2013年初版)を媒体として、医学部生に卒後キャリア形成モデルとして示されている。さらに、全学年を対象にキャリア説明会を毎年開催し、研修プログラムの説明や先輩医師のキャリアパス等を紹介するほか、学生相談窓口を設けるなどサポート体制を整備している。これらの活動を行う同委員会は、医学部長、教務委員長、入試・高大連携部門長、附属病院長、臨床研修・医師キャリア支援センター長など、卒前・卒後教育に関わる責任者で構成されており、2014年の設置以降、卒前・卒後のシームレスなキャリア支援を行うため活動している。また、卒後においては、研修医のサポート体制を強化するため2021年より各診療科が関わるチューター制度を導入し、指導医による個別面談を実施するほか、他の病院で研修する大学独自卒業生も対象に個人面談を実施し、研修医に寄り添った丁寧なキャリア支援を持続的に行っている。こうした地道な活動の積み重ねにより、附属病院の研修医・専攻医は一定数を維持しており、道内の地域医療を支える医師の輩出に大きく寄与している。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="400 898 842 1093"> <p style="text-align: center;">研修医採用人数 (人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>採用人数 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2020年</td><td>16</td></tr> <tr><td>2021年</td><td>16</td></tr> <tr><td>2022年</td><td>15</td></tr> <tr><td>2023年</td><td>21</td></tr> <tr><td>2024年</td><td>20</td></tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="842 898 1284 1093"> <p style="text-align: center;">専攻医採用人数 (人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>採用人数 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2020年</td><td>70</td></tr> <tr><td>2021年</td><td>78</td></tr> <tr><td>2022年</td><td>99</td></tr> <tr><td>2023年</td><td>100</td></tr> <tr><td>2024年</td><td>86</td></tr> </tbody> </table> </div> </div> <p>2) 看護師のキャリア支援</p> <p>看護学科学生、附属病院看護職員、地域の看護職員のキャリア形成支援を目的に、2014年に看護学科と附属病院看護部が共同で看護キャリア支援センターを設置した。新人看護職員への研修や個別相談を通じた早期離職防止の取組をはじめ、認定看護師や専門看護師等の資格取得支援、道内の看護師を対象としたスキルアップのための研修会、さらに附属病院看護部が在学生の実習や就職に関する疑問などに答える交流会など、様々なキャリア支援活動を行っている。新型コロナウイルスの影響下において、オンライン・対面の研修形態を工夫しながら職員研修を年60回以上開催しており、一般的に新卒看護師の離職率が約10%といわれる中、附属病院においてはここ数年間の新卒看護師の離職率は約7%以下に抑えることができています。また、看護師と学生の交流会では学生の満足度が約9割以上となっており、学生の実習に対する不安緩和とともに看護職への意欲の向上に役立っている。</p> <p>3) 理学療法士・作業療法士のキャリア支援</p> <p>高度化する医療に対応できる最先端の臨床実践能力を備えた理学療法士・作業療法士を育成することを目的に、2014年全国に先駆けて理学療法士・作業療法士研修センターを設置した。道内のみならず全国の理学療法士・作業療法士を対象に毎年5名程度、研修生の募集を行っており、附属病院の関係診療科と連携を深めながら専門的かつ実践的な知識・技術を習得する研修プログラムを提供している。プログラムは総合研修と専門研修を用意し、初期研修から高度専門研修まで対応する体制を確保している。研修修了者に対する研修満足度調査においては毎年約9割以上の満足度を維持しており、高度な臨床能力を培った研修修了者が道内を中心に様々な地域医療機関等において指導的立場で活躍している。</p>	年	採用人数 (人)	2020年	16	2021年	16	2022年	15	2023年	21	2024年	20	年	採用人数 (人)	2020年	70	2021年	78	2022年	99	2023年	100	2024年	86
年	採用人数 (人)																								
2020年	16																								
2021年	16																								
2022年	15																								
2023年	21																								
2024年	20																								
年	採用人数 (人)																								
2020年	70																								
2021年	78																								
2022年	99																								
2023年	100																								
2024年	86																								
自己評価	上記委員会・センターはいずれも大学と附属病院の連携のもと組織的に運営されており、アンケート調査や委員会等の開催により取組の改善を行っている。「地域医療への貢献」という建学の精神のもと、道内の地域医療に貢献する医療者を育成することができている。																								
関連資料	「札幌医科大学 北海道の医療を担う医師育成プログラム」 、 札幌医科大学附属病院臨床研修・医師キャリア支援センター 、 札幌医科大学附属病院看護キャリア支援センター 、 札幌医科大学附属病院理学療法士・作業療法士研修センター																								

タイトル (No. 5)	
取組の概要	
取組の成果	
自己評価	
関連資料	

認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】【大学(専門職大学含む)用】様式1(令和6年5月1日現在)

事項	記入欄										備考		
大学の名称	札幌医科大学												
学校本部の所在地	北海道札幌市中央区南1条西17丁目												
教育研究組織	学部・学科等の名称		開設年月日	所在地						備考			
	医学部医学科		1950年4月1日	北海道札幌市中央区南1条西17丁目									
	保健医療学部看護学科		1993年4月1日										
	保健医療学部理学療法学科		1993年4月1日										
	保健医療学部作業療法学科		1993年4月1日										
	研究科・専攻等の名称		開設年月日	所在地						備考			
	大学院医学研究科医科学専攻(修士課程)		2008年4月1日	北海道札幌市中央区南1条西17丁目									
	大学院医学研究科地域医療人間総合医学専攻(博士課程)		2001年4月1日										
	大学院医学研究科分子・器官制御医学専攻(博士課程)		2001年4月1日										
	大学院医学研究科情報伝達制御医学専攻(博士課程)		2001年4月1日										
大学院保健医療学研究科看護学専攻(博士課程前期)		1998年4月1日											
大学院保健医療学研究科看護学専攻(博士課程後期)		2006年4月1日											
大学院保健医療学研究科理学療法学・作業療法学専攻(博士課程前期)		1998年4月1日											
大学院保健医療学研究科理学療法学・作業療法学専攻(博士課程後期)		2000年4月1日											
別科・専攻科・附置研究所等の名称		開設年月日	所在地						備考				
専攻科公衆衛生看護学専攻		2012年4月1日	北海道札幌市中央区南1条西17丁目										
専攻科助産学専攻		2020年4月1日											
医療人育成センター		2008年10月1日											
附属総合情報センター		2006年4月1日											
附属産学・地域連携センター		2006年4月1日											
医学部附属研究所		2011年4月1日											
附属病院		1950年4月1日									北海道札幌市中央区南1条西16丁目		
教員組織	学部・学科等の名称		専任教員等					非常勤教員	専任教員一人あたりの在籍学生数	備考			
			教授	准教授	講師	助教	計	基準数	うち教授数	助手			
	医学部医学科		40人	34人	61人	152人	287人	140人	30人	1人	114人	2.3人	
	保健医療学部看護学科		10人	5人	10人	6人	31人	12人	6人	4人	70人	6.5人	
	保健医療学部理学療法学科		5人	3人	2人	3人	13人	8人	4人	0人	72人	6.2人	
	保健医療学部作業療法学科		6人	4人	2人	1人	13人	8人	4人	1人	49人	6.2人	
	その他の組織等(医学部附属研究所)		4人	4人	2人	7人	17人	—	—	0人	—	—人	
	その他の組織等(医療人育成センター)		5人	12人	4人	3人	24人	—	—	0人	65人	—人	
	(大学全体の収容定員に応じた教員数)		—	—	—	—	—	15人	7人	—	—	—人	
	計		70人	62人	81人	172人	385人	183人	51人	6人	370人	—	
教員組織	研究科・専攻等の名称		研究指導教員及び研究指導補助教員							助手	非常勤教員	備考	
			研究指導教員	うち教授数	研究指導補助教員	計	研究指導教員基準数	うち教授数	研究指導補助教員基準数	基準数計			
	医学研究科医科学専攻(M)		48人	47人	80人	128人	6人	—人	—人	12人	—人	0人	
	医学研究科地域医療人間総合医学専攻(D)		48人	47人	80人	128人	30人	—人	—人	60人	—人	0人	
	医学研究科分子・器官制御医学専攻(D)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	0人	
	医学研究科情報伝達制御医学専攻(D)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	0人	
	保健医療学研究科看護学専攻(M)		15人	10人	25人	40人	6人	4人	6人	12人	—人	12人	
	保健医療学研究科看護学専攻(D)		10人	10人	15人	25人	6人	4人	6人	12人	—人	0人	
	保健医療学研究科理学療法学・作業療法学専攻(M)		19人	11人	23人	42人	6人	4人	6人	12人	—人	0人	
	保健医療学研究科理学療法学・作業療法学専攻(D)		13人	11人	18人	31人	6人	4人	6人	12人	—人	0人	
計		153人	136人	241人	394人	60人	16人	24人	120人	0人	12人		
専攻科	学部・学科等の名称		専任教員等					非常勤教員	専任教員一人あたりの在籍学生数	備考			
			教授	准教授	講師	助教	計	基準数	うち教授数	助手			
	専攻科助産学専攻		1人	0人	4人	2人	7人	—人	—人	1人	22人	2.1人	
	専攻科公衆衛生看護学専攻		1人	2人	2人	1人	6人	—人	—人	1人	34人	2.7人	
計		2人	2人	6人	3人	13人	0人	0人	2人	56人	—		
校地等	区分	基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計	備考						
	校舎敷地面積	—	61,806 m ²	m ²	m ²	61,806 m ²							
	運動場用地	—	36,407 m ²	m ²	m ²	36,407 m ²							
	校地面積計	19,248.5 m ²	98,213 m ²	0 m ²	0 m ²	98,213 m ²							
	その他	—	2,597 m ²	m ²	m ²	2,597 m ²							

施設・設備等	区分		基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計
	校舎面積計		21,390 m ²	77,459 m ²	m ²	m ²	77,459 m ²
校舎等	学部・研究科等の名称		室数				
	医学部医学科		288 室				
	保健医療学部看護学科		35 室				
	保健医療学部理学療法学科		13 室				
	保健医療学部作業療法学科		14 室				
	その他の組織等(医学部附属研究所)		17 室				
	その他の組織等(医療人育成センター)		24 室				
教室等施設	区分		講義室	演習室	実験演習室	情報処理学習施設	語学学習施設
			23 室	59 室	28 室	2 室	1 室
			室	室	室	室	室
図書館・図書資料等	図書館等の名称		面積	閲覧座席数			
	附属総合情報センター		4,140 m ²	323 席			
			m ²	席			
			m ²	席			
	図書館等の名称		図書[うち外国書]	学術雑誌[うち外国書]	電子ジャーナル[うち国外]		
附属総合情報センター		206,670 [97,330] 冊	6,501 [3,105] 種	7,765 [6,205] 種			
		[] 冊	[] 種	[] 種			
		[] 冊	[] 種	[] 種			
計		206,670 [97,330] 冊	6,501 [3,105] 種	7,765 [6,205] 種			
体育館	面積						
			3,331 m ²				
		m ²					

[注]

- 学部・学科、大学院研究科・専攻、別科・専攻科、研究所等ごとに記載してください（通信教育課程を含む）。
- 教育研究組織の欄に、学部等連携課程（大学設置基準第42条の3の2）を記載する場合には、「学士課程」欄の「学部・学科等の名称」にそのことがわかるよう記載するとともに、備考欄に、①連携する学部や研究科、②どの学部や研究科から何名の教員が当該課程に所属しているか、を明記してください。
- 教育研究組織の欄に、専門職学科（大学設置基準第10章）を記載する場合には、「学士課程」欄の「学部・学科等の名称」や「備考欄」にそのことがわかるよう記載してください。
- 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等を担当する独立の組織や、附置研究所、附属病院等がある場合には、「別科・専攻科等」の欄に記載してください。
- 所在地について、2以上の校地において行う場合で当該校地にキャンパス名称があれば、当該所在地の後に「〇〇キャンパス」と記載してください。
- 教員組織の欄には、教育研究組織の欄で記載した組織単位で専任教員等及び非常勤教員の数を記入してください。その際、専門職学科等を設置していない場合は「学士課程」、専門職学科等を設置している場合は「学士課程（専門職学科等含む）」の欄を使用してください。
- 上記4に記載した、学部教育を担当する独立の組織がある場合には、組織名は、「学部・学科等の名称」の欄に「その他の組織等（〇〇）」と記載し、専任教員等及び非常勤教員の数を記載してください。
なお、その場合は、「基準数（及び「教授数」）」及び「専任教員一人あたりの在籍学生数」の欄は「—」としてください。
- 教員組織の欄に、学部等連携課程（大学設置基準第42条の3の2）に関する記載をする際には、「学士課程」または「学士課程（専門職学科等含む）」の「備考」欄に学部等連携課程としての専任教員数や所属組織等を記入してください。
- 専任教員数の記入に際しては、休職、サバティカル制度等により一時的に大学を離れている場合も専任教員に算入してください。ただし、大学設置基準第11条における「授業を担当しない教員」は含めないでください。
- 「非常勤教員」の欄には、客員教員や特任教員等で専任の教員は含みません。
- 他の学部・学科等に所属する専任の教員であって、当該学部・学科等の授業科目を担当する教員（兼任）は、「非常勤教員」の欄には含めないでください。また、「専任教員等」の各欄にも含めないでください。
- 専任教員、研究指導教員及び研究指導補助教員の基準数については、それぞれ以下に定める教員数を記載してください。
・大学設置基準第13条別表第一及び別表第二(備考に規定する事項を含む。)
・大学通信教育設置基準第9条別表第一(備考に規定する事項を含む。)
・大学院設置基準第9条の規定に基づく「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」（平成11年文部省告示第175号）別表第一、別表第二及び別表第三(備考に規定する事項を含む。)
・「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第1条及び第2条
- 「うち実務家専任教員数」の欄については、大学設置基準第42条の6及び「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第2条に定める実務の経験及び高度の実務の能力を有する専任教員（実務家専任教員）の教員数、「うちみなし専任教員数」の欄については、学士課程（専門職学科等含む）においては1年につき6単位以上、専門職学位課程においては1年につき4単位以上の授業科目を担当し、教育課程の編成その他組織の運営に責任を担う専任教員以外の者（みなし専任教員）の教員数を記入してください。
- 「学士課程（専門職学科等含む）」のうち、「〇〇学部〇〇専門職学科」以外の学科・課程においては、「うち実務家教員数」、「うち2項該当数」、「うちみなし専任教員数」の欄は「—」としてください。
- 「学士課程」のうち、薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部・学科等については、「専任教員等」欄に記入した専任教員のうちの実務家専任教員の数を「備考欄」に記入してください。
実務家専任教員中にみなし専任教員がいる場合は、さらにその内数を実務家専任教員の数に（ ）で添えて記入してください。
なお、ここにいう「実務家専任教員」及び「みなし専任教員」については、それぞれ「大学設置基準別表第一イ備考第九号の規定に基づき薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る専任教員について定める件」（平成16年文部科学省告示第175号）第1項及び同第2項に定める教員を指します。
- 「専任教員1人あたりの在籍学生数」の欄には、様式2の在籍学生数/本表の専任教員数計により、算出してください。
- 「校舎敷地面積」、「運動場用地」の欄は、大学設置基準上算入できるものを含めてください。
- 寄宿舍その他大学の附属病院以外の附属施設（大学設置基準第39条第1項を参照）用地、附置研究用地、駐車場、大学生協用地など大学設置基準上「校地」に算入できない面積は「校地等」の「その他」の欄に記入してください。
- 「校舎面積計」の欄は、学校基本調査の学校施設調査票（様式第20号）における学校建物の用途別面積の「校舎」の面積の合計としてください。
- 校地面積、校舎面積の「専用」の欄には、当該大学が専用で使用する面積を記入してください。「共用」の欄には、当該大学が他の学校等と共用する面積を記入してください。「共用する他の学校等の専用」の欄には、当該大学の敷地を共用する他の学校等が専用で使用する敷地面積を記入してください。
- 「基準面積」の欄は、大学設置基準第37条における「大学における校地」の面積（附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舍の面積を除く。）または大学通信教育設置基準第10条の校舎等の施設の面積としてください。
- 「教員研究室」の欄は、専任教員数に算入していない教員の研究室は記入する必要はありません。なお、複数の助教等が共同して1室で執務する場合は、教員数を室数に換算してください。

認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】【大学(専門職大学含む)用】様式2(令和6年5月1日現在)

学部名	学科名	項目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	入学定員に対する平均比率	備考
医学部	医学科	志願者数	412	363	372	450	406		
		合格者数	112	110	103	111	112		
		入学者数(A)	110	110	103	110	110	99%	
		入学定員(B)	110	110	110	110	110		
		入学定員充足率(A/B)	100%	100%	94%	100%	100%		
		在籍学生数(C)	670	680	671	675	671		
		収容定員(D)	660	660	660	660	660		
収容定員充足率(C/D)	102%	103%	102%	102%	102%				
医学部 合計		志願者数	412	363	372	450	406		
		合格者数	112	110	103	111	112		
		入学者数(I)	110	110	103	110	110	99%	
		入学定員(J)	110	110	110	110	110		
		入学定員充足率(I/J)	100%	100%	94%	100%	100%		
		在籍学生数(K)	670	680	671	675	671		
		収容定員(L)	660	660	660	660	660		
収容定員充足率(K/L)	102%	103%	102%	102%	102%				
保健医療学部	看護学科	志願者数	96	98	105	75	120		
		合格者数	52	51	51	50	51		
		入学者数(A)	50	50	50	50	50	100%	
		入学定員(B)	50	50	50	50	50		
		入学定員充足率(A/B)	100%	100%	100%	100%	100%		
		在籍学生数(C)	202	201	201	201	202		
		収容定員(D)	200	200	200	200	200		
	収容定員充足率(C/D)	101%	101%	101%	101%	101%			
	理学療法学科	志願者数	26	63	44	56	50		
		合格者数	20	21	21	20	20		
		入学者数(E)	20	20	20	20	20	100%	
		入学定員(F)	20	20	20	20	20		
		入学定員充足率(E/F)	100%	100%	100%	100%	100%		
		在籍学生数(G)	81	81	81	82	81		
	収容定員(H)	80	80	80	80	80			
収容定員充足率(G/H)	101%	101%	101%	103%	101%				
作業療法学科	志願者数	31	34	57	38	41			
	合格者数	21	20	20	20	21			
	入学者数(E)	20	20	20	20	20	100%		
	入学定員(F)	20	20	20	20	20			
	入学定員充足率(E/F)	100%	100%	100%	100%	100%			
	在籍学生数(G)	80	81	80	80	81			
収容定員(H)	80	80	80	80	80				
収容定員充足率(G/H)	100%	101%	100%	100%	101%				
保健医療学部 合計		志願者数	153	195	206	169	211		
		合格者数	93	92	92	90	92		
		入学者数(I)	90	90	90	90	90	100%	
		入学定員(J)	90	90	90	90	90		
		入学定員充足率(I/J)	100%	100%	100%	100%	100%		
		在籍学生数(K)	363	363	362	363	364		
		収容定員(L)	360	360	360	360	360		
収容定員充足率(K/L)	101%	101%	101%	101%	101%				

学部名	学科名	項目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	入学定員に対する平均比率	備考	
医学研究科	修士課程	志願者数	5	9	4	10	9	54%		
		合格者数	5	6	4	8	8			
		入学者数(A)	5	6	4	6	6			
		入学定員(B)	10	10	10	10	10			
		入学定員充足率(A/B)	50%	60%	40%	60%	60%			
		在籍学生数(C)	9	11	12	10	12			
		収容定員(D)	20	20	20	20	20			
	収容定員充足率(C/D)	45%	55%	60%	50%	60%				
	博士課程	志願者数	41	39	43	40	43	75%		
		合格者数	40	33	39	37	39			
		入学者数(E)	40	33	38	37	39			
		入学定員(F)	50	50	50	50	50			
		入学定員充足率(E/F)	80%	66%	76%	74%	78%			
		在籍学生数(G)	178	180	188	198	186			
収容定員(H)		200	200	200	200	200				
収容定員充足率(G/H)	89%	90%	94%	99%	93%					
医学研究科 合計	志願者数	46	48	47	50	52	71%			
	合格者数	45	39	43	45	47				
	入学者数(I)	45	39	42	43	45				
	入学定員(J)	60	60	60	60	60				
	入学定員充足率(I/J)	75%	65%	70%	72%	75%				
	在籍学生数(K)	187	191	200	208	198				
	収容定員(L)	220	220	220	220	220				
	収容定員充足率(K/L)	85%	87%	91%	95%	90%				
	保健医療学研究科	看護学専攻博士課程前期	志願者数	9	10	7		3	10	47%
			合格者数	7	10	4		2	6	
入学者数(A)			7	10	3	2	6			
入学定員(B)			12	12	12	12	12			
入学定員充足率(A/B)			58%	83%	25%	17%	50%			
在籍学生数(C)			23	28	20	12	13			
収容定員(D)			24	24	24	24	24			
収容定員充足率(C/D)		96%	117%	83%	50%	54%				
看護学専攻博士課程後期		志願者数	3	1	7	3	6	90%		
		合格者数	2	0	3	2	2			
		入学者数(E)	2	0	3	2	2			
		入学定員(F)	2	2	2	2	2			
		入学定員充足率(E/F)	100%	0%	150%	100%	100%			
		在籍学生数(G)	3	3	5	7	9			
		収容定員(H)	6	6	6	6	6			
収容定員充足率(G/H)		50%	50%	83%	117%	150%				
理学療法専攻博士課程前期		志願者数	15	14	11	18	18	95%		
		合格者数	10	14	8	13	12			
		入学者数(E)	10	14	8	13	12			
		入学定員(F)	12	12	12	12	12			
		入学定員充足率(E/F)	83%	117%	67%	108%	100%			
		在籍学生数(G)	22	28	28	28	27			
		収容定員(H)	24	24	24	24	24			
収容定員充足率(G/H)		92%	117%	117%	117%	113%				
理学療法専攻博士課程後期	志願者数	3	4	3	4	9	63%			
	合格者数	3	4	2	4	6				
	入学者数(E)	3	4	2	4	6				
	入学定員(F)	6	6	6	6	6				
	入学定員充足率(E/F)	50%	67%	33%	67%	100%				
	在籍学生数(G)	17	20	17	18	20				
	収容定員(H)	18	18	18	18	18				
収容定員充足率(G/H)	94%	111%	94%	100%	111%					
保健医療学研究科 合計	志願者数	30	29	28	28	43	71%			
	合格者数	22	28	17	21	26				
	入学者数(I)	22	28	16	21	26				
	入学定員(J)	32	32	32	32	32				
	入学定員充足率(I/J)	69%	88%	50%	66%	81%				
	在籍学生数(K)	65	79	70	65	69				
	収容定員(L)	72	72	72	72	72				
	収容定員充足率(K/L)	90%	110%	97%	90%	96%				

学部名	学科名	項目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	入学定員に対する平均比率	備考
専攻科	助産学専攻	志願者数	42	32	67	64	48	91%	
		合格者数	16	16	15	15	15		
		入学者数(A)	16	16	14	15	15		
		入学定員(B)	20	20	15	15	15		
		入学定員充足率(A/B)	80%	80%	93%	100%	100%		
		在籍学生数(C)	16	15	14	15	15		
		収容定員(D)	20	20	15	15	15		
	収容定員充足率(C/D)	80%	75%	93%	100%	100%			
	公衆衛生看護学専攻	志願者数	17	22	25	35	42	98%	
		合格者数	14	13	14	15	15		
		入学者数(E)	14	13	14	15	15		
		入学定員(F)	15	15	15	15	15		
		入学定員充足率(E/F)	93%	87%	93%	100%	100%		
		在籍学生数(G)	14	13	14	15	16		
収容定員(H)		15	15	15	15	15			
収容定員充足率(G/H)	93%	87%	93%	100%	107%				
専攻科 合計	志願者数	59	54	92	99	90	92%		
	合格者数	30	29	29	30	30			
	入学者数(I)	30	29	28	30	30			
	入学定員(J)	35	35	30	30	30			
	入学定員充足率(I/J)	86%	83%	93%	100%	100%			
	在籍学生数(K)	30	28	28	30	31			
	収容定員(L)	35	35	30	30	30			
	収容定員充足率(K/L)	86%	80%	93%	100%	103%			

[注]

- 1 学生を募集している学部・学科（課程）、研究科・専攻、専攻科・別科等ごとに行を追加して作成してください。
なお、学部・学科等を追加する場合は、直下に追加しないと集計値がずれてしまうので、注意して下さい。
- 2 昼夜開講制をとっている学部については、昼間主コースと夜間主コースにそれぞれ分けて記入してください。
- 3 学部、学科の改組等により、新旧の学部、学科が併存している場合には、新旧両方を併記し、「備考」に記載してください。
- 4 学部・学科、研究科・専攻等が完成年度に達していない場合、その旨を備考に記載してください。
- 5 募集定員が若干名の場合は、「0」と記載し、入学者数については実入学者数を記載してください。
- 6 入学定員充足率は、入学定員に対する入学者の割合、収容定員充足率は、収容定員に対する在籍学生数の割合としてください。
- 7 入学定員に対する平均比率は、過去5年分の入学定員に対する入学者の比率を平均したものが自動計算されます。
- 8 最新年度の秋入学については別途確認します。
- 9 編入学の定員を設定している場合、上の表（〈編入学〉の表ではない方）の入学定員には、編入学の定員を加えないでください。
- 10 博士前期課程を看護課程として、博士後期課程を医学課程としている博士課程については、博士前期課程と博士後期課程にそれぞれ分けて記入してください。